2016年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

はじめに

本稿は2016年7月26日に閣議報告された「平成28年度普通交付税大綱」と関連する資料をもとに、普通交付税の算定結果を検証するものである。

今年度は昨年度に引き続き、いわゆる地方創生関連の算定が行われたのに加え、新たに 自治体の23業務の民間委託等の状況を反映するトップランナー方式が採用されたこと、お よび地方財政計画に計上された重点課題対応分が基準財政需要額に加わったことなどが注 目点である。

また、人口などの主要な測定単位が、2015年国勢調査結果に置き換えられたことも、算 定に少なからず影響を与えている。

本文では、今年度の主な算定の要点を述べた上で、普通交付税の算定結果の解説および 単位費用などの算定内容の検証を行い、本年度の結果からみえる交付税算定の特徴や動向 を明らかにする。

1. 2016年度算定の特徴

地方財政計画(以下「地財計画」と呼ぶ)では、一般財源総額がほぼ前年度並みで確保され、大きな変化はなかったが、普通交付税算定(以下「交付税算定」と呼ぶ)では、トップランナー方式の導入や重点課題対応分の経費算入などが行われた。

(1) トップランナー方式の導入⁽¹⁾ (巻末く資料 1 > 参照)

トップランナー方式(以下「ト」方式と呼ぶ)とは、総務省の「地方行政サービス 改革の取組状況等に関する調査」(2016年3月25日公表)の対象となった自治体業務 のうち、交付税算定の対象となっている23業務について、民間委託や指定管理者制度 の導入など(以下「民間委託等」と呼ぶ)による経費効率化が進んだ状況を踏まえて、 これを交付税の基準財政需要額(以下「需要額」と呼ぶ)の単位費用に反映させるも のである。

2016年度は学校用務員、庁舎清掃など、すでに多くの自治体で民間委託等が進んでいる16業務⁽²⁾を対象に、おおむね3~5年間をかけて段階的に算定する。

具体的には、単位費用の算定基礎となる標準団体(道府県分では人口170万人、市町村分では10万人などの標準的な自治体規模)の事業費に計上される人件費のうち、当該業務の経費を委託費へ移行した上で引き下げる。これにより、事業費の単位あたりの一般財源所要額である単位費用が引き下げられる。

ただし、すべての業務が単位費用引き下げの対象となるのではなく、公共施設管理、一般ごみ収集、学校給食など、道府県分で2業務、市町村分で4業務については据え置かれている。このうち一般ごみ収集や学校給食はすでに2004年度以降に見直しが行われてきたことが理由であるが、その他の項目については明らかではない。

また、単位費用の変動は、さまざまな算定基礎の見直しによる影響を受けるため、 必ずしも「ト」方式だけで決まるものではなく、あくまで減額の一部を構成するに過 ぎない。

なお、人口規模の小さい自治体において民間委託等が困難な状況を踏まえ、9業務 (**〈資料1〉**によれば、市町村分の「その他の教育費」、「徴税費」、「戸籍住民基本台帳費」、「包括算定経費」とされている)については段階補正の割り増しが講じられた。総務省の解説⁽³⁾によれば、3万人以下の市町村では需要額の減少をゼロとするように算定し、3万人から10万人までは人口の多寡に応じて傾斜的に減少を緩和するとしている。

⁽¹⁾ トップランナー方式の導入の経過や算定内容の詳しい分析については、拙稿「地方交付税算 定におけるトップランナー方式の概要と課題」『自治総研』2016年10月号を参照されたい

^{(2) 2016}年度の対象業務の多くは、民間委託等の実施率が70~100%のものが多く、自治体の取り組み実態を単位費用に反映させたとみることができるが、学校用務員については35%であり、トップランナーの見直し基準には不透明さが残る

⁽³⁾ 大沢博「平成28年地方交付税法の改正について」『地方財政』2016年5月号、70ページ

(2) 重点課題対応分

重点課題対応分は、地財計画の一般行政経費の単独事業として、新たに2,500億円を計上したもので、「特に喫緊の課題として全国に共通して推進することが必要な事業」(4)であることがその理由である。内訳は①自治体情報システム構造改革推進事業1,500億円②高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進500億円③森林吸収源対策等の推進500億円である。

交付税算定では図表1のような内容となっている。

事業別にみると①が1,381億円②が401億円③が367億円となっており、市町村分の 算定に重点が置かれている。地財計画との金額の差は、交付団体分の金額表示である こと、および一部が特別交付税に算入されることによる。

市町村分は②と③について密度補正の新設、充実が講じられている。

詳細は後述するが、地財計画の計上額が小さく、かつ、算入項目が分散するため、 単位費用の引き上げ効果は限定的である。

図表 1 重点課題対応分の算定状況

単位:億円

		① 自治体情報システム構造改革 推進事業	② 高齢者の生活 支援等の地域の 暮らしを支える 仕組みづくりの 推進	③ 森林吸収源対 策等の推進	合 計
地財計画の計」	上額	1,500	500	500	2,500
	道府県分	339		155	494
交付税算定額	市町村分	1,042	401	212	1, 655
	計	1, 381	401	367	2, 149
	道府県分	包括算定経費		林野行政費	
算定項目	市町村分	消防費、戸籍住民 基本台帳費、包括 算定経費	地域振興費	林野水産行政費	
市町村分の補正の充実			密度補正の新設	既存の密度補正の 充実	

(資料) 総務省「平成28年度 普通交付税算定結果」および地方財務協会『地方財政』2016年9月 号より作成

⁽⁴⁾ 進龍太郎「平成28年度普通交付税の算定方法の改定について(基準財政需要額)」『地方財 政』2016年9月号、147ページ

(3) 国勢調査人口の置き換え

今年度は測定単位の人口が2015年国勢調査結果の速報値に置き換えられ、5年ぶりに需要額の大きな変動要因となった。

人口を測定単位とする項目が需要額の総額に占める割合は、道府県分で3割弱、市町村分で6割程度あることから、とくに市町村分の影響が大きい。とりわけ人口減少が著しい自治体では一定の需要額の減少は不可避なものと推察される。

ただし、**〈資料2〉**に示されるように国調人口置き換えにともなう激変緩和措置として、道府県分、市町村分とも補正対象となる人口減少率の基準を緩和している。具体的には、地域振興費の人口急減補正対象となる人口減少率を、道府県分では▲1.4%未満、市町村分では▲1.9%未満として適用範囲を拡大した。

また、必ずしも人口急減対策ということではないが、地域振興費をはじめ、いくつかの項目で段階補正の引き上げが講じられており、激変緩和効果をもたらしている。

(4) 地域経済・雇用対策費の削減

リーマンショック後の地財対策として、現在、地財計画において臨時項目として地域経済基盤強化・雇用等対策費が計上され、これを受けて交付税算定においても地域経済・雇用対策費が算定されている。

この項目は政府の方針としてリーマンショック後の危機モードから平時モードへの回帰という路線に沿って、2014年度以降段階的に削減されており、2016年度の地財計画では前年度の8,450億円から4,450億円へと削減された。

交付税算定では交付団体ベースで地域経済・雇用対策費2,299億円、個別項目の単位費用に地域活性化等に関する経費として2,150億円が算入されている。

いずれも前年度よりおおむね半減しており、とくに後者については特定項目の単位 費用の減少に影響している。

(5) 基準財政収入額の徴収率の見直し

基準財政収入額(以下「収入額」と呼ぶ)は、過去の税収実績などをもとに見込額を算定するが、その際、税目ごとに標準的な徴収率を乗じる。

2016年度以降、この徴収率について上位3分の1の自治体の実績値(過去5年間平均)をもとに、5年間で段階的に収入額の徴収率を見直す。算定上、収入額における 徴収率にもとづき各自治体の財源不足額を算定するため、これを下回る自治体は、相 当額の一般財源を喪失することになる。

徴税努力を促す算定の見直しの一環であるが、そもそも交付税算定は留保財源の存在により徴税努力を促す機能を有しており、収入額の徴収率の見直しの必要性は疑問である。

また、上位3分の1という合理的な根拠も不明である。

(6) その他

◆ 合併算定替え終了対策

「市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定」は、合併算定替えの段階的な終了を迎えるなかで、支所運営、消防、高齢者福祉など合併後もなお、効率化が困難な経費を勘案して、標準団体の面積を見直した上で追加的な需要を算定するものである。旧市町村ごとに算定した額を一本算定(合併後の自治体として本来算定する額)に合算し、これが合併算定替えを上回った場合に広域化算定の結果に切り替える。

2014年度以降、段階的に対象項目を拡大しており、5年間で総額6,700億円程度の算定が予定されている。

2016年度は新たに保健衛生費、社会福祉費、高齢者保健福祉費について見直しを行っている。2014年度以降の3年間の見直し状況は図表2のとおりである。

合併自治体をめぐる当該算定については、拙稿(「自治総研」2016年1月号など)で何度か指摘しているように、合併による行政財政の効率化の限界を国が認めたといえる。

それにもかかわらず、依然として連携中枢拠点都市構想などの広域連携に対して 交付税措置が講じられる状況は算定の狙いが矛盾している。

なお、旧市町村単位の交付税算定が今後残り続けるならば、財源保障の単位とは 何かを改めて問い直すべきである。

図表 2 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

見 直 し 開始年度	対象項目	見直し内容	2016年度算定額 (億円)	最終的な見直し 総額(億円)	
2014	地域振興費	支所経費の充実	3, 413	3, 413	
		標準団体出張所数の見直し			
	消防費	旧市町村単位に消防署・出張 所に要する経費の加算	629	920	
2015		密度補正の充実			
2015	清掃費	標準団体経費の見直し	110	165	
	作师 复	密度補正の充実	110	103	
	地域振興費	離島等の経費割り増し(消 防、清掃分)	15	20	
	保健衛生費	標準団体の面積見直し	251	750	
	社会福祉費	旧市町村における保健福祉センター運営費等の住民サービ	34	110	
	高齢者保健福祉費	ス経費加算	26	60	
2016	その他の教育費	標準団体の面積および経費見	35	125	
2010	徴税費	直し 公民館・徴税に要する経費の 密度補正充実	45	135	
	地域振興費	離島等の経費割り増し(保健 福祉等分)	5	15	

(資料) 前掲「地方財政」2016年5月号より作成

◆ まち・ひと・しごと創生事業費

2015年度地財計画の一般行政経費に計上されたまち・ひと・しごと創生事業費 (1兆円)は、2016年度も引き続き同額となっており、交付税算定では「地域の元 気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円は特別交付税)「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)によって算定されている。

このうち地域の元気創造事業費では、いわゆる行革算定の一つに職員数削減率にもとづく係数の算出があり、2015年度は地方公共団体定員管理調査の職員数がすべて対象となっていたが、2016年度は地方公営企業の料金収入でまかなう職員や公立病院の看護職員の充実などの状況を踏まえ、病院、水道、交通の職員数は算定から除外されている。

人口減少等特別対策事業費については見直しはなく、取組の必要性として5,000 億円、取組の成果として1,000億円を算定するウエイトについても変化はない。

◆ 東日本大震災算定対応

東日本大震災の被災地域では、今回の国勢調査結果により人口ゼロあるいは著し い人口減少となる自治体が生じ、交付税算定が事実上困難な事態となる。

そのため地方交付税法の附則等にもとづく特例を設けて、人口の見なし算定を行う。

具体的には避難指示区域や緊急時避難準備区域に指定された原発被災自治体、特定被災自治体のうち津波被災の対象となる自治体、および福島県について、2010年度国勢調査に住民基本台帳の人口減少率(2015年度と2010年度の比較)を乗じたものを用いる⁽⁵⁾。さらに減少率は10%を下限として、住基台帳ベースでの極端な人口減少の影響を緩和する。

◆ 特別交付税

地方交付税総額の6%は特定の財政需要に対する特別交付税の財源となっているが、地方交付税法改正により2011年度から段階的に4%に引き下げることが予定されていた。しかし、直後に起きた東日本大震災により3年間延期され、2013年度にさらに2年間延期された。

結局、災害が多発する状況や地域公共交通の維持確保などの需要が高まっている 状況を鑑み、再度、法改正により、従来の6%を維持することとなった。

次章では交付税算定結果の概況について解説する。

2. 普通交付税算定結果の概況

(1) 地方財政計画の概要

今年度の地方交付税算定の大枠となる地財計画の概要を振り返っておこう。

地財計画総額は85.8兆円(前年度比 0.6%増 以下カッコ内は伸び率)、一般歳出69.9兆円(0.9%)、地方交付税総額は16.7兆円(▲0.3% ▲はマイナス)で、地方税見込額が38.7兆円(3.2%)と大幅に伸びたことから財源不足が縮小したため、臨時財政対策債(以下「臨財債」と呼ぶ)の縮小を優先させ、地方交付税総額は微減

⁽⁵⁾ この、見なし人口の算定は、いわゆる三宅島方式と呼ばれるものである。2000年の噴火により全島民避難を余儀なくされた村は、同年の国勢調査が行えず、翌年の交付税算定では1995年の国勢調査人口に住基台帳人口の減少率をかけて、測定単位とした

にとどまった。

交付税を含む一般財源総額は61.7兆円(0.2%)、財源超過団体分を除いた場合で も60.2兆円(0.1%)と、2015年度の骨太方針で明記された「2018年度まで2015年度 水準を下回らないように保障する」という方針が反映された。

地財計画の歳出の状況をみると、給与関係経費20.3兆円(前年度並み)、一般行政経費が35.8兆円(2.1%)、投資的経費が11.2兆円(1.9%)、公債費が12.8兆円(▲1.1%)と、社会保障経費の増加などにともなう一般行政経費の増加や公共施設の老朽化対策等の経費拡充にともなう投資的経費の増加がみられる。

ただし、一般行政経費の伸びは生活保護費や児童福祉費関連などの国庫補助負担事業の増加と、同経費の別枠として新設された「重点課題対応分」2,500億円が主な要因であり、従来の単独事業分は微増にとどまっている。

一方、先述のようにリーマンショック後の地財対策を引き継ぐ「地域経済基盤強化・雇用等対策費」は4,450億円(▲47.3%)と大幅に縮小した。

歳出項目の構成を見直しつつ、一般財源総額をほぼ前年度並みとするなかで、交付税算定にどのような見直しが行われたのか。また、地方税の大幅増、財源不足の大幅縮小が交付税算定にどのような影響を与えたのかが今年度の注目点である。

(2) 普通交付税算定結果の概況

巻末の**〈資料3〉**は普通交付税(以下「交付税」と呼ぶ)の算定結果(財源不足団体)の概要である。

交付税総額は15.7兆円(\triangle 0.0%)、うち道府県分8.6兆円(2.3%)、市町村分7.1 兆円(\triangle 3.3%)となった。市町村分は収入額が2.3%と比較的高く伸びたことにより 前年度減となった。

市町村の不交付団体は76団体と前年度比で17団体増となり、東京都を含めて地方全体で77団体と、直近では2000年代初頭の水準である。要因は市町村の臨財債控除後の需要額に対して、収入額の伸びが高かったことにある。

需要額の伸びは臨財債控除前では道府県分が▲0.6%、市町村分が▲1.1%といずれ も前年度比マイナスとなっている。両者が前年度比マイナスとなったのは2007年度以 来のことである。

需要額の主な内訳をみると7割以上を占める個別算定経費が道府県、市町村とも微増となるものの、包括算定経費や一連の歳出特別枠等(地域経済・雇用対策費、地域

の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費) は軒並み減、公債費は増となり、公 債費を除いて全体的に抑制基調となっている。

主な増加要因は需要額については道府県、市町村とも重点課題対応分の創設、社会 保障関係費の増加、公債費に算入される臨財債償還費である。

減少要因は地域経済・雇用対策費である。

一方、収入額の増加要因は道府県分では企業収益増や地方法人特別譲与税の一部復元による法人事業税、地方消費税増税の平年度化、株価上昇にともなう配当割や株式等譲渡所得割。市町村分は地方消費税交付金などの税交付金のほか、企業の設備投資や住宅投資等により固定資産税が伸びている。

減少要因は道府県、市町村共通で法人課税実効税率引き下げによる法人住民税法人 税割である。

図表3は2010年度以降の臨時項目(地域経済・雇用対策費や人口減少等特別対策事業費等)を除く、需要額の主要な経費区分と収入額の伸び率を整理したものである。 なお、各年度の伸び率は当該年度の財源不足団体について前年度と比較したものである。

臨財債控除前の需要額が道府県、市町村ともに減少したのは2010年度以降では、 2016年度が初めてである。

図表3 基準財政需要額・収入額の推移(各年度の財源不足団体数を基準に前年度からの 伸び率を表したもの)

(%)

															(/0 /
		20	10	20	11	20	12	20	13	20	14	20	15	20	16
		道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分
基準	A:個別算定経費 (Cおよび臨時項 目を除く)	4.8	4. 2	▲0.8	0.4	1.1	0.5	▲ 2.0	0.4	1.1	▲0.8	1.0	▲0.2	0.1	0.1
財	B:包括算定経費	7.2	3.6	0.5	▲0.2	▲0.4	▲ 1.7	▲ 1.8	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 5.6	5. 2	0.7	▲8.6	▲ 5. 1
政	C:公債費等	1.3	3. 1	2. 1	3.2	2.7	1.6	4.6	3. 1	5.1	5.0	3. 9	▲ 2.8	2.0	0.1
需	D: 臨財債振替相当額	53.9	60.9	▲ 19.4	▲ 16.0	0.2	3.1	2.4	3. 9	▲ 11.4	▲ 7.6	▲ 24.0	▲ 11.3	▲ 16. 3	▲ 16.3
要額	合計 (臨財債控除前)	4.3	3.8	▲ 0.5	0.3	1.2	0.3	▲0.3	0.7	0.5	▲ 0.5	2. 2	1.1	▲0.6	▲ 1.1
1150	合計 (臨財債控除後)	▲ 4.1	▲0.7	4.6	2.4	1.4	▲ 0.0	▲0.8	0.4	3.0	0.3	7.0	2.4	1.4	0.4
	基準財政収入額	▲ 11.7	▲ 6. 5	6.5	1.6	0.0	0.8	1.5	1.5	5.4	1.9	13.5	4.0	0.8	2.3

(資料) 同上各年度9月号より作成

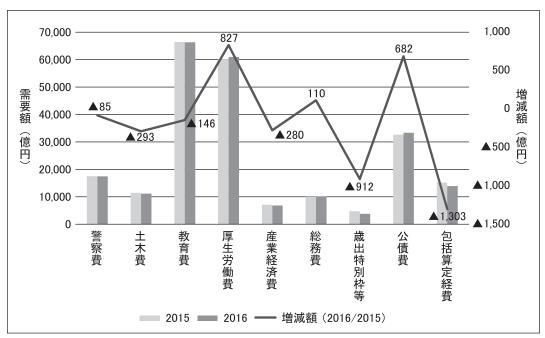
2016年度の個別算定経費はいずれも0.1%の微増であるが、他の年度に比べて伸び率は低い。一方、需要額総額の7%弱を占める包括算定経費は、とくに道府県分において他年度に比べて最も減少率が高くなっており、市町村分も2014年度に次ぐ高さである。

収入額についてはリーマンショック後の減少や2014年度の消費増税の影響などを受けて変動幅に差がみられるが、そうしたなかでは今年度は市町村分の伸びが高い点が特徴である。

(3) 主要項目別の需要額の状況

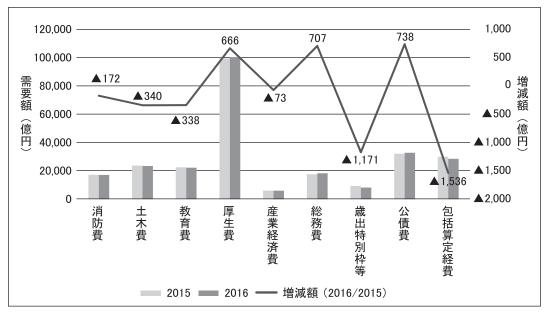
需要額の算定状況を主要項目別でみたものが**図表4-1・2**である。道府県分については東京都を除いた結果。市町村については交付・不交付団体を合わせた総額で表している(したがって、交付団体のみの**〈資料3〉**とは数値が異なる)。

道府県分についてみると、需要額では教育費、厚生労働費が大きく、次いで公債費 の順となっている。



図表 4-1 主要項目別需要額の状況(道府県分・東京都除く)

(資料) 総務省「地方交付税等関係計数資料」より作成



図表 4-2 主要項目別需要額の状況(市町村分・総額)

(資料) 同上より作成

増減額でみると厚生労働費、総務費、公債費が増加しているが、他の項目は減少しており、とりわけ歳出特別枠等および包括算定経費の減少が顕著である。

増加項目のうち厚生労働費については社会福祉費や高齢者保健福祉費など、総務費 については地域振興費が寄与している。

一方、減少項目のうち歳出特別枠等では地域経済・雇用対策費の削減が影響している。

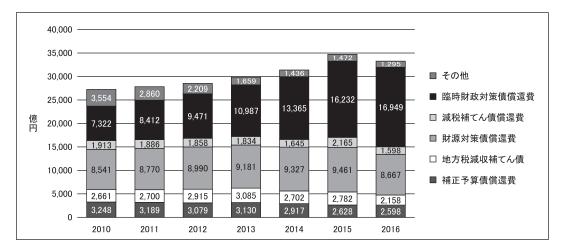
包括算定経費(測定単位人口)は、単位費用の基準となる標準団体における職員配置を大幅に削減したことが原因とみられる。

次に市町村分では厚生費が需要額の多くを占めており、次いで公債費、包括算定経費の順となっている。

増減額でみると厚生費、総務費、公債費が増加しているが、他の項目は減少しており、道府県分と同様の傾向がみられる。

図表5-1・2は主な公債費内訳の推移である。

道府県分、市町村分とも公債費算入額は年々増加しているが、その内訳をみると、 臨財債元利償還の算入額が主な要因であることがわかる。



図表5-1 主な需要額公債費の推移(道府県分・東京都除く)

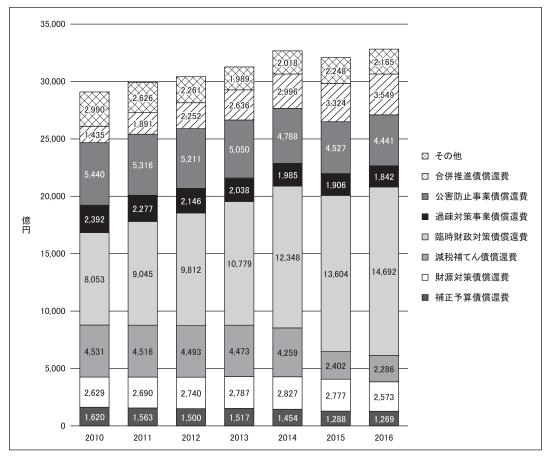
(資料) 同上より作成

公債費総額に占める臨財債償還費の割合は上昇傾向にあり、直近では道府県分で約50%、市町村分で約45%と約半分を占めている。

また、臨財債振替前の需要額に占める同償還費の割合も2016年度現在で道府県分が7.6%、市町村分が5.7%で年々上昇傾向にある。

公債費の増加により需要額が増加して交付税が増えたとしても、それは実質的に使途の決まった財源であり、一般財源としての財源保障枠を拡充したとはいえない。したがって、臨財債の公債費算入の増加が需要額を増大させ、交付税配分に寄与したとしても、それは実質的には交付税が充実したとはいえない。

公債費が需要額の数少ない増加項目となっている現状は、実質的な財源保障は縮小 しているとみなすことができる。



図表5-2 主な需要額公債費の推移(市町村分・総額)

(資料) 同上より作成

(4) 歳出特別枠等の状況

地域経済・雇用対策費、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費の3項目は、地方交付税法の附則に規定された包括的な臨時項目であることから、本稿では「歳出特別枠等」と呼ぶ。

これらの需要額(公債費を除く個別算定経費の合計)に占める割合を市町村分について規模別にみたのが**図表6**である。

補正係数に段階補正が用いられていることから、人口が比較的小さい都市や町村などにおいて係数が大きくなる結果、需要額に占める割合は高くなっているが、2016年度は前年度に比べ構成比は減少している。



図表6 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合

(資料) 同上より作成

とりわけ町村は2015年度が9.9%まで上昇したが、2016年度は8.6%と最も減少幅が大きく、歳出特別枠等の見直しの影響を最も受けている。

(5) 臨財債の算定状況

各自治体の臨財債発行可能額は、客観的な計算式により算定し、同時に算定する需要額の総額から控除する。

現在は財源不足額基礎方式により、財源不足額(需要額と収入額の差額)と財政力に応じて発行可能額を決定する。

図表7は2015年度と2016年度の交付税交付額から臨財債に振り替える割合を「振替率」として試算したものである。

全体として財政力が低い場合に振替率は小さくなり、交付税で交付される割合が高くなる算定結果となる。

2016年度は財政力の低い自治体の振替率がさらに低下する一方、比較的財政力が高

図表 7	財政力段階級	別の臨財債振替率	(交付税控除率)	の試算
			_	

		2015			2016	
財政力指数平均値	政令市	中核市・施 行時特例市	その他 市町村	政令市	中核市・施 行時特例市	その他 市町村
0.1未満	14.6%	5.2%	4.4%	13.6%	4.0%	3.9%
0.1~0.2未満	16.1%	6.2%	5.4%	15.3%	5.1%	4.7%
0.2~0.3未満	17.8%	7.7%	6.8%	17.2%	6.8%	6.2%
0.3~0.4未満	20.3%	9.9%	8.8%	20.0%	9.2%	8.2%
0.4~0.5未満	23.7%	13.0%	12.0%	23.9%	12.8%	11.4%
0.5~0.6未満	30.1%	18.3%	17.1%	31.0%	18. 7%	16.6%
0.6~0.7未満	39.0%	25.9%	24.5%	41.1%	27.3%	24.1%
0.7~0.8未満	51.4%	37.8%	35.0%	55.1%	40.7%	36.0%
0.8~0.9未満	67.1%	54.3%	51.0%	72.8%	59.4%	54.0%
0.9~1.0未満 (政令市は0.9以上)	83.7%	70.9%	67.0%	91.5%	78.0%	72.0%
1.0以上		87.5%	83.1%		96.7%	90.2%

^{*} 振替率の上限値は85%。網掛けは振替率が2015年度を上回る財政力指数の段階 (資料) 2015、2016年度普通交付税の算出資料より試算

い自治体では上昇している。いわば財政力の高い都市部では臨財債による交付税の立て替え払いが多くなっている。その結果として財政力の低い自治体に交付税が配分されることになり、臨財債の振り替えを通じた交付税配分における財政調整機能が高まったということができる。

(6) 交付税の配分状況

図表8-1・2は2010年度以降の交付税(臨財債振替分含む実質額)の圏域別の配分状況である。

配分比率は都市部の財源不足の縮小、これにともなう市町村の不交付団体の増加などを背景に、三大都市圏の配分比率が減少傾向にあり、2016年度もその延長上にある。2016年度の配分比率の結果は、道府県分では三大都市圏が24.9%(前年度25.1%)と微減となり、地方圏の配分比率は75.1%(前年度74.9%)。市町村分についても三大都市圏が24.2%(前年度24.9%)、地方圏で75.8%(前年度75.1%)となった。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 2010 8.8% 6.9% 12.0% 45.1% 27.2% 2011 8.6% 6.3% 11.9% 45.4% 27.7% 2012 8.7% 6.5% 12.0% 45.1% 27.7% 2013 8.6% 6.4% 12.3% 44.9% 27.8% 2014 8.6% 6.1% 12.1% 45.2% 28.0%

45.7%

45.7%

■ 東京圏 ■ 名古屋圏 ■ 関西圏 ■ 中間地域 ■ 遠隔地域

29.2%

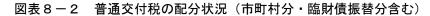
29.4%

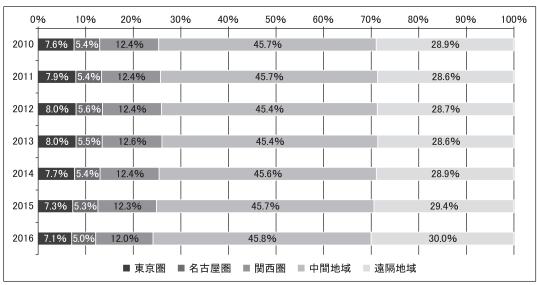
図表8-1 普通交付税の配分状況(道府県分・臨財債振替分含む)

(資料) 前掲「計数資料」より作成

2015 8.1% 5.2% 11.8%

2016 8.0% 5.3% 11.6%





(注) 四捨五入の都合で合計が100%にならない場合がある

(資料) 同上より作成

3. 算定内容の分析

次に需要額の算定内容の特徴をみていこう。

(1) 単位費用

◆ 概 況

図表9は公債費を除く2016年度の単位費用の状況を2015年度と比較したものである。 前年度比で単位費用が下回った項目数は道府県分では37項目中19項目 (2015年度 は22項目)、市町村分では41項目中18項目 (2015年度は21項目)で、2015年度に比 ベ少なくなっている。

単位費用のうち給与費分の伸び率についてみると、道府県分では教育費関係、市町村分では教育費、産業経済費、総務費関係で前年度比マイナスとなる項目が目立つ。なかでも教育費関係は、毎年度の学校基本調査にもとづく児童・生徒数などの減少により、削減傾向がみられる項目が多い。

前年度比マイナスとなっている要因は「ト」方式の適用、標準団体の職員数の削減、その他経費の見直しなどによる。

表中では「ト」方式が適用された項目の単位費用およびこれに含まれる給与費の 伸び率に網掛けをしている。

「ト」方式が適用された項目のうち、道府県分では高等学校費(生徒数)、市町村分では公園費(人口)、小学校費(児童数・学校数)、中学校費(生徒数・学校数)、高等学校費(生徒数)、清掃費(人口)について大幅な給与費の減少率がみられるが、これは単位費用の経費項目の扱いを給与費から委託料へ振り替えたことによるものであり、相当額が削減されたわけではない。

また「ト」方式が適用された項目の単位費用の伸び率をみると、必ずしもすべて の項目で減少しているわけではなく、また、減少率も項目により異なっており、 「ト」方式の適用が単純に単位費用の減少の要因となっているわけではない。

とりわけ、道府県分のその他の土木費(人口)、その他の教育費(人口)、市町村分の公園費(人口)、小学校費(児童数)、中学校費(生徒数)、清掃費(人口)については給与費削減自体を見送っていることから、単位費用の増減は「ト」方式とは無関係である。

凶衣多 单位自用切状术(公信官を除く	図表 9	単位費用の状況	(公債費を除く)
--------------------	------	---------	----------

(道	府県分)		Ĭ	単位費用 (円)			(市	町村分)		Ĭ	色位費用 (円)		
	費目	測定単位	2015	2016	単位費用 伸 び 率	単位費用中 給 与 費 の 伸 び 率		費目	測定単位	2015	2016	単位費用 伸 び 率	単位費用中 給 与 費 の 伸 び 率
9	答 察 費	警察職員数	8, 482, 000	8, 403, 000	▲0.9%	▲0.8%	Ì	肖 防 費	人口	11, 300	11, 300	0.0%	▲0.9%
	道路橋りょう費	道路の面積	151,000	146,000	▲3.3%	▲2.4%		道路橋りょう費	道路の面積	76, 600	75, 200	▲ 1.8%	▲0.6%
		道路の延長	1, 931, 000	1, 972, 000	2.1%		ļ		道路の延長	190, 000	193, 000	1.6%	
,	河川費	河川の延長	168, 000	175,000	4.2%	0.9%		港湾費 (港湾)	係留施設の 延長	26, 500	26, 600	0.4%	0.3%
土	港湾費 (港湾)	係留施設の 延長	27, 800	28, 100	1.1%	1.1%	土	reise (reis)	外郭施設の 延長	6, 210	6, 300	1.4%	
木	reisa (reis)	外郭施設の 延長	6, 210	6, 300	1.4%			港湾費 (漁港)	係留施設の 延長	10, 900	10,700	▲ 1.8%	▲0.6%
費	港湾費 (漁港)	係留施設の 延長	10, 800	10, 700	▲0.9%	0.9%	木	reisg (lare)	外郭施設の 延長	4, 380	4, 400	0.5%	
	他得其(原他)	外郭施設の 延長	6, 000	6, 040	0.7%		費	都市計画費	計画区域 人口	942	957	1.6%	▲0.5%
	その他の土木費	人口	1, 430	1, 420	▲0.7%	0.5%			人口	533	531	▲0.4%	▲ 17.0%
	小学校費	教職員数	6, 223, 000	6, 210, 000	▲0.2%	0.1%		公園費	都市公園の 面積	36, 300	36, 300	0.0%	
	中学校費	教職員数	6, 265, 000	6, 253, 000	▲ 0.2%	▲0.1%]	下水道費	人口	94	94	0.0%	
教	高等学校費	教職員数	6, 665, 000	6, 599, 000	▲ 1.0%	▲0.8%		その他の土木費	人口	1,720	1,680	▲ 2.3%	▲0.6%
474	同守子仪質	生徒数	58, 900	56, 600	▲ 3.9%	▲34.6%			児童数	43, 900	43, 100	▲ 1.8%	▲ 100.0%
育	特別支援学校費	教職員数	6, 118, 000	6, 102, 000	▲0.3%	▲0.3%		小学校費	学級数	820, 000	828, 000	1.0%	▲0.6%
Ħ	村別又接手权質	学級数	2,098,000	2, 074, 000	▲ 1.1%	▲ 11.1%			学校数	9, 228, 000	9, 181, 000	▲0.5%	▲50.1%
utte.		人口	1, 930	2, 110	9.3%	▲0.9%	١		生徒数	41, 300	40, 400	▲ 2. 2%	▲ 100.0%
費	その他の教育費	公立大学等 学生数	214,000	212,000	▲0.9%	▲1.0%	教	中学校費	学級数	1, 008, 000	1,010,000	0.2%	▲0.6%
		私立学校等 生徒数	279, 500	282,700	1.1%		育		学校数	9, 126, 000	8, 778, 000	▲3.8%	▲58.4%
	生活保護費	町村部人口	9, 250	9, 310	0.6%	▲2.1%	費	nder Arte 224 Lide 1889	教職員数	6, 780, 000	6, 668, 000	▲ 1.7%	▲ 1.2%
	社会福祉費	人口	13, 500	14, 100	4.4%	2.8%		高等学校費	生徒数	73, 100	70, 300	▲3.8%	▲35.5%
厚	衛生費	人口	14, 900	14, 800	▲0.7%	0.1%			人口	5, 060	5, 090	0.6%	▲2.1%
厚生労働	*************************************	65歳以上 人口	53, 100	53, 500	0.8%	0.9%		その他の教育費	幼稚園児数*	366, 000	360, 000	▲ 1.6%	▲0.3%
働費	高齢者保健福祉費	75歳以上 人口	103, 000	103, 000	0.0%			生活保護費	市部人口	9, 520	9, 520	0.0%	▲0.6%
	労働費	人口	480	461	▲ 4.0%	0.7%	厚	社会福祉費	人口	20, 500	21, 100	2.9%	▲0.5%
	農業行政費	農家数	110,000	113,000	2.7%	11.0%	1	保健衛生費	人口	7, 900	7, 820	▲ 1.0%	▲0.6%
産業経	++=== /二	公有以外の 林野の面積	4, 780	5, 000	4.6%	1.0%	生	方科老児時気気事	65歳以上 人口	70, 200	70, 900	1.0%	2.0%
不経済費	林野行政費	公有林野の 面積	15, 200	15, 200	0.0%	0.6%	費	高齢者保健福祉費	75歳以上 人口	90, 300	90, 600	0.3%	
H	水産行政費	水産業者数	311,000	335,000	7.7%	20.9%	L	清掃費	人口	5, 070	5, 070	0.0%	▲27.4%
	商工行政費	人口	2,080	2,010	▲ 3.4%	0.8%	pte	農業行政費	農家数	79, 600	81, 500	2.4%	2.1%
総	徴税費	世帯数	6, 060	6, 020	▲0.7%	1.2%	生業経	林野水産行政費	林水産業 従業者	250, 000	269, 000	7.6%	▲0.6%
務書	恩給費	恩給受給 権者数	1, 103, 000	1,079,000	▲2.2%	0.0%	済費	商工行政費	人口	1, 320	1, 280	▲ 3.0%	▲0.7%
費	地域振興費	人口	625	636	1.8%	1.9%		徴税費	世帯数	4, 540	4, 530	▲0.2%	1.8%
地坝	は経済・雇用対策費	人口	1,530	790	▲ 48. 4%	0.0%	総	戸籍住民基本台	戸籍数	1, 210	1, 190	▲ 1.7%	▲ 1.0%
地坝	成の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%	_	1	帳費	世帯数	2,020	2, 160	6.9%	0.7%
	口減少等特別対策 養費	人口	1,700	1,700	0.0%		務費	地域振興費	人口	1,830	1, 910	4.4%	▲0.7%
61	1.你少奴妻	人口	11, 220	10, 390	▲7.4%		Ì		面積	1, 043, 000	1,043,000	0.0%	▲0.6%
권1	舌算定経費	面積	1, 269, 000	1, 234, 000	▲2.8%		地域	成経済・雇用対策費	人口	1,410	740	▲ 47.5%	
		u	U U				_	成の元気創造事業費	人口	2, 530	2, 530	0.0%	
								口減少等特別対策					
									人口	3, 400	3, 400	0.0%	
							事		人口	20, 180	19, 080	0.0% ▲ 5.5%	

- (注) 網掛けはトップランナー方式が適用された項目の単位費用およびその内訳となる給与費の伸び。ただし、情報システム運用のクラウド化など、直接給与費に影響のない項目については、 給与費の伸びに網掛けをしていない
- * 幼稚園児数は2015年度より幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前のこどもの数となる (資料) 前掲「地方財政」2016年5月号より作成

◆ 単位費用の増減要因

図表10は単位費用の主な増減要因を示したものである。

「ト」方式以外では、加算要因として重点課題対応分(道府県分一林野行政費、包括算定経費。市町村分一消防費・林野水産業行政費・戸籍住民基本台帳費・地域振興費・包括算定経費)および公共施設老朽化対策(道府県分一道路橋りょう費・河川費・高等学校費・その他の教育費・包括算定経費。市町村分一道路橋りょう費・都市計画費・小学校費・中学校費・清掃費・包括算定経費)。消費増税にともなう社会保障充実分などがあげられる。

また、市町村合併による行政広域化対応として、標準団体の行政規模拡大にとも なう経費の充実(消防費、その他の教育費、高齢者保健福祉費、清掃費)も加算要 因となっている。

このほか、地域振興費では国の当初予算で計上された地方創生推進交付金の自治体負担分や重点課題対応分について単位費用と補正係数によって充実がはかられている。なお、第4章のケーススタディでみるように地域振興費の需要額が伸びている自治体が多くみられる。

一方、「ト」方式以外の減額要因としては、地財計画の地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減にともない、個別項目の単位費用に包括算入されていた活性化推進事業費の削減がある。なお、一部は同事業費が廃止された項目もあるが、引き続き存置されたものについて一律に減額されたかどうかは不明である。

図表10 項目別単位費用の主な増減理由

	主な増減理由
警察費(警察職員数)	標準団体警察官数の増員、標準団体警察事務職員数の減員、各種手数料の見直し (減)
道路橋りょう費(道路の 面積)	トップランナー方式の導入(道路維持補修・清掃等の経費を3年間で段階的に経費 見直し)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充
河川費 (河川の延長)	公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充
その他の土木費	トップランナー方式の導入(公園管理の経費を給与費等から委託料に振り替え)
小・中学校費	活性化推進事業費の存置、標準団体一般教員・事務職員の減員
高等学校費 (教職員数)	活性化推進事業費の存置、補修指導員派遣事業経費算入
高等学校費(生徒数)	トップランナー方式の導入(学校用務員事務経費を給与費等から委託料に振り替え、5年間で段階的に経費見直し)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、活性化推進事業費の存置
特別支援学校費(教職員数)	トップランナー方式の導入(学校用務員事務経費を給与費等から委託料に振り替え、5年間で段階的に見直し)
特別支援学校費(学級数)	活性化推進事業費の存置
その他の教育費(人口)	トップランナー方式の導入(社会体育施設管理経費を給与費等から委託料に振り替え)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、子ども・子育て支援費引き続き算入、子供のための教育・保育負担金の充実等について、消費税および地方消費税増税による社会保障充実分(以下「社会保障充実分」と呼ぶ)を反映
生活保護費	扶助単価等の改定、標準団体職員数の減員、社会保障充実分(医療扶助等)を反映
社会福祉費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の増員、社会保障充実分反映
衛生費	活性化推進事業費の存置、標準団体職員数の減員、社会保障充実分反映
高齢者保健福祉費(65歳 以上人口)	活性化推進事業費の存置、若年性認知症コーディネーター設置事業等の経費新規算入、介護職員に対する育児支援事業の経費新規算入、社会保障充実分反映
労働費	活性化推進事業費の存置
農業行政費	標準団体規模の見直し、活性化推進事業費の存置
林野行政費(公有以外の 林野の面積)	重点課題対応分(森林吸収源対策等推進経費)の新規算入 、活性化推進事業費の存置
水産行政費(水産業者数 および漁業協同組合数)	活性化推進事業費の存置
商工行政費	活性化推進事業費の存置
地域振興費	地方創生の取組に要する経費の新規算入、活性化推進事業費の存置
包括算定経費(人口)	トップランナー方式の導入(庶務業務経費の集約化による減額および庁舎管理に要する経費の給与費等から委託料への振り替え、後者については3年間で見直し)、重点課題対応分(自治体情報システム構造改革推進事業)の新規算入、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、地財計画にもとづく定員合理化等による職員減員、第4次一括法にもとづく事務・権限移譲にかかる一般財源所要額の計上と市町村への事務・権限移譲分を移行(継続)
消防費	重点課題対応分(自治体情報システム構造改革推進事業)の新規算入、活性化推進事業費の存置、標準団体の行政規模(面積)の見直しにともなう関連経費の拡充(2015年度より3年間で反映)
道路橋りょう費(道路の 面積)	トップランナー方式の導入(道路維持補修・清掃等の経費を3年間で段階的に経費 見直し)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充
都市計画費 (人口)	公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充
公園費 (人口)	トップランナー方式の導入(公園管理の経費を給与費等から委託料に振り替え)
小学校費 (児童数)	トップランナー方式の導入(学校給食経費を給与費等から委託料に振り替え)

	主 な 増 減 理 由
小学校費 (学級数)	公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、活性化推進事業費の存置
小学校費(学校数)	トップランナー方式の導入(学校用務員事務経費を給与費等から委託料に振り替え、5年間で段階的に経費見直し)、活性化推進事業費の存置
中学校費 (生徒数)	トップランナー方式の導入(学校給食経費を給与費等から委託料に振り替え)
中学校費 (学級数)	公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、活性化推進事業費の存置
中学校費(学校数)	トップランナー方式の導入(学校用務員事務経費を給与費等から委託料に振り替え、5年間で段階的に経費見直し)、活性化推進事業費の存置
高等学校費 (教職員数)	活性化推進事業費の存置
高等学校費 (生徒数)	トップランナー方式の導入(学校用務員事務経費を給与費等から委託料に振り替え、5年間で段階的に経費見直し)、活性化推進事業費の存置
その他の教育費(人口)	トップランナー方式の導入(社会体育施設管理経費を給与費等から委託料に振り替え)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、子ども・子育て支援費引き続き算入、社会保障充実分を反映、標準団体の面積拡大にともなう公民館数の見直し(2016年度より3年間で段階的に反映)
生活保護費	社会保障充実分を反映、扶助単価等の改定
社会福祉費	社会保障充実分を反映、活性化推進事業費の存置
保健衛生費	標準団体の面積拡大にともなう母子検診等の経費拡充、活性化推進事業費の存置、 消費増税にともなう国民健康保険料軽減制度拡充
高齢者保健福祉費(65歳 以上人口)	トップランナー方式の導入(介護保険システム保守管理等経費を包括算定経費に移行)、標準団体の行政規模(要支援・要介護者数)の拡充、標準団体の面積の拡充にともなう職員数の拡充(2016年度より3年間で反映)、社会保障充実分の反映、活性化推進事業費の存置
清掃費	トップランナー方式の導入(一般ごみ収集経費の給与費から委託料への振り替え)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充、標準団体の行政規模見直し (拡大)、標準団体の面積見直しにともなうゴミ収集・運搬に要する経費増につい て委託費の増加(2015年度より3年間で反映)
農業行政費	農業委員会費の見直し、活性化推進事業費の存置
林野水産業行政費	重点課題対応分(森林吸収源対策等推進経費)の新規算入 、活性化推進事業費の存置
商工行政費	活性化推進事業費の存置
徴税費	トップランナー方式の導入 (システムのクラウド化を前提とする委託料への振り替え、2016年度より3年間で段階的に見直し)、使用料および手数料の見直し
戸籍住民基本台帳費(戸 籍数)	トップランナー方式の導入 (システムのクラウド化を前提とする委託料への振り替え、2016年度より3年間で段階的に見直し)
戸籍住民基本台帳費(世帯数)	トップランナー方式の導入(システムのクラウド化を前提とする委託料への振り替え、2016年度より3年間で段階的に見直し)、重点課題対応分(自治体情報システム構造改革推進事業)の新規算入
地域振興費 (人口)	地方創生の取組に要する経費の新規算入、重点課題対応分(高齢者生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり事業)の新規算入、活性化推進事業費の存置
地域振興費 (面積)	標準団体の行政規模の見直し(拡大)
包括算定経費(人口)	トップランナー方式の導入(庶務業務経費の集約化、庁舎管理および情報システム 運用のクラウド化に要する経費の給与費等から委託料への振り替え、前者について は5年間、庁舎管理・情報システム運用については3年間で見直し)、重点課題対 応分(自治体情報システム構造改革推進事業)の新規算入、公共施設の老朽化対策 として維持補修費を拡充、地財計画にもとづく定員合理化等による職員減員、第4 次一括法にもとづく事務・権限移譲にかかる一般財源所要額の計上と市町村への事 務・権限移譲分を移行(継続)
Ĺ	As the control of the Atlanta

(注) ゴチックは新規の算定および充実分

(資料) 同上2016年5月号より作成

◆ 重点課題対応分の算入

先述のように歳出特別枠等の削減の事実上の代替措置として計上された重点課題 対応分は、関連項目の単位費用に算入されている。

図表11は重点課題対応分対象項目の単位費用について、重点課題対応分相当額の 単位費用を試算したものである。

重点課題対応分自体は加算要素であるが、道府県分の包括算定経費、市町村分の 消防費および包括算定経費については、2016年度の単位費用が前年度を下回ってお り、他の事業に見直しとあいまって加算効果が相殺されている。

地域経済・雇用対策費の削減状況と比較して、必ずしも見合いの需要額の増額がはかられているとはいえず、地財計画ベースでの経費の計上と交付税算定結果にはかい離がみられる。

図表11 重点課題対応分の単位費用における状況

(単位:円)

	重点課題対応分対象項目	2015	2016	うち重点課題 対応分	追加経費の内容
道	林野行政費(公有地以外 の林野の面積)	4, 780	5, 000	63	林地台帳の整備
項 府 県 分	包括算定経費(人口)	11, 225	10, 390	311	自治体クラウドの推進関係 経費、情報セキュリティ構 造改革関係経費、ICTの 利用による住民サービスの 向上関係経費、マイナン バー制度関係経費、地方公 会計システムの整備・運用
	消防費(人口)	11, 300	11, 300	164	消防救急無線保守修繕費
	林野水産行政費(林業及 び水産業の従事者数)	250, 000	269, 000	24	林地台帳の整備
市	戸籍住民基本台帳費(世 帯数)	2, 020	2, 160	195	住民基本台帳ネットワーク システム運用等委託料の充 実
町	地域振興費(人口)	1,830	1, 910	70	高齢者の生活支援等の地域 の暮らしを支える仕組みづ くりの推進
村分	包括算定経費(人口)	20, 180	19, 080	870	自治体クラウドの推進関係 経費、情報セキュリティ構造改革関係経費、ICTの利用による住民サービスの向上関係経費、マイナンバー制度関係経費、地方公会計システムの整備・運用

(資料) 地方財務協会「地方交付税制度解説(単位費用編)」2015、2016年度版より作成

◆ 給与費の算定基礎

最後に給与費の算定基礎についてみておこう。

単位費用に含まれる給与費は、毎年度の給与の統一単価などにもとづき積算される。

一般職員の場合、部長、課長、職員A(単価が高いベテラン職員)、職員B(単価が低い若手職員)の4つの職位で単価が設定され、標準団体における需要項目ごとの職員配置によって給与費が積算される。

図表12は一般職員の給与の統一単価の前年度増減額である。

本俸などの職員給部分は増額される一方、職員構成の若返りを反映して退職手当や市町村分の共済組合負担金が減額となっており、合計でみると市町村分については前年度比マイナスとなる。給与単価ベースでみると道府県分では50~90千円の増額となるのに対し、市町村では30~70千円の減額となる。

図表12 2016年度 給与単価の内訳(対前年増減額)

(単位 円)(単位 千円)

		本 俸	扶 養 手 当	管理職 手 工 時 間 当 は 外 当	管理職 特 別 務 当	期制制	退職手当	基 金 負担金	共 済 組 合 負担金	通 勤 手 当	住居手当	合 計	給 与 単 価
	部長職	13, 200	0	0	0	68, 890	-63, 230	90	71, 480	220	-1, 240	89, 410	90
道府県分	課長職	9,600	0	0	0	48, 330	-56, 950	70	59, 460	220	-1, 240	59, 490	60
県分	職員A	19, 200	0	1, 340	0	48, 000	-48, 420	80	56, 460	220	-1, 240	75, 640	70
	職員B	16, 800	0	1, 170	0	28, 410	-30, 650	50	36, 990	220	-1, 240	51, 750	50
	部長職	-3, 600	0	0	0	44, 700	-80, 010	60	-31, 430	340	-860	-70, 800	-70
市町	課長職	-2, 400	0	0	0	39, 490	-72, 870	50	-28, 720	340	-860	-64, 970	-70
市町村分	職員A	4,800	0	340	0	34, 920	-65, 330	50	-24, 730	340	-860	-50, 470	-50
	職員B	8, 400	0	590	0	25, 130	-41, 150	40	-14, 160	340	-860	-21,670	-30

(資料) 前掲「地方財政」2015、2016年度より作成

(2) 測定単位

先述のとおり、測定単位では人口が2015年国調人口速報値に置き換えられたことが、 交付税算定の大きな見直しであるが、このほかの変動要素としては毎年度の学校基本 調査にもとづく教育関連の数値、2015年農林業センサスへの置き換えによる農林水産 業関連の数値見直しがあげられる。 図表13-1は道府県分、市町村分に関連する測定単位の前年度比の状況である。

人口はマイナス0.7%と減少に転じており、このほかの市部町村部人口なども同様の傾向である。なお、高齢者人口、世帯数などについては2017年度の算定で2015年国調数値に置き換えられるため、引き続き測定単位の見直しの影響が予想される。

図表13-1 測定単位(公債費除く・種別補正後)の状況(合計)

				道府県分			市町村分		
		単位	2015	2016	増減	2015	2016	増減	
人口		人	128, 057, 352	127, 124, 858	▲0.7%		同左		
65歳以上人口		人	29, 245, 685	29, 245, 685	0.0%		同左		
75歳以上人口		人	14, 072, 210	14, 072, 210	0.0%		同左		
市部人口		人				116, 549, 104	116, 156, 128	▲ 0.3%	
町村部人口		人	11, 508, 248	11, 026, 691	▲ 4. 2%				
計画区域人口		人				119, 856, 061	119, 915, 963	0.0%	
警察職員数		人	251,600	252, 594	0.4%				
	面積	$\rm km^2$	1, 499, 433	1, 507, 260	0.5%	5, 477, 624	5, 382, 803	▲ 1.7%	
道路	延長	km	176, 033	176, 411	0.2%	1, 015, 138	1, 017, 167	0.2%	
	河川の延長	km	221, 988	222, 071	0.0%				
港湾	係留	m	1, 100, 685	1, 104, 958	0.4%	513, 448	513, 997	0.1%	
俗俏	外郭	m	4, 258, 583	4, 260, 615	0.0%	2, 205, 692	2, 210, 809	0.2%	
漁港	係留	m	857, 088	857, 014	▲0.0%	825, 716	826, 169	0.1%	
供 港	外郭	m	2, 655, 740	2, 653, 373	▲0.1%	2, 204, 605	2, 212, 299	0.3%	
	教職員数	人	414, 079	412, 996	▲0.3%				
小学校	児童数	人				6, 425, 428	6, 374, 139	▲0.8%	
小子仪	学級数	学級				257, 205	256, 662	▲0.2%	
	学校数	箇所				20, 031. 00	19, 765. 00	▲ 1.3%	
	教職員数	人	239, 698	238, 511	▲0.5%				
中学校	生徒数	人				3, 174, 958	3, 123, 050	▲ 1.6%	
中子仪	学級数	学級				109, 308	108, 426	▲0.8%	
	学校数	箇所				9, 495	9, 425	▲0.7%	
高等学校	教職員数	人	189, 931	189, 028	▲ 0.5%	12, 089. 4	12, 035. 4	▲0.4%	
向守子仪	生徒数	人	2, 133, 550	2, 121, 348	▲ 0.6%	187, 698	185, 884	▲ 1.0%	
特別支援学校	教職員数	人	88, 363	89, 445	1.2%				
付別又饭子仪	学級数	学級	29, 642	30, 641	3.4%				
公立大学等学	生数	人	597, 419	596, 596	▲ 0.1%				
私立学校等生	徒数	人	1, 955, 991	1, 919, 184	▲ 1.9%				
幼稚園等の子 (幼稚園児数)		人				249, 271	236, 707	▲ 5.0%	
農家数		戸	2, 537, 421	2, 177, 787	▲ 14. 2%		同左		
水産業者		人	117, 925	99, 657	▲ 15.5%				
林業水産業従	業者	人				245, 438	245, 438	0.0%	
公有地以外の林野の面積 ha		ha	15, 295, 246	15, 268, 944	▲ 0.2%				
公有林野の面積 ha		ha	1, 684, 558	1, 662, 716	▲ 1.3%				
世帯数世帯			51, 950, 504				同左		
戸籍数		戸籍				52, 363, 372	52, 443, 877	0.2%	
恩給受給権者	数	人	11, 942	10, 350	▲ 13.3%				
面積		$\rm km^2$	313, 892. 24	309, 769. 83	▲ 1.3%	58, 463. 21	58, 482. 71	0.0%	
都市公園面積		km^2				934, 465	945, 156	1.1%	

(資料) 前掲「計数資料」より作成

毎年度改定される教育関連については児童・生徒数、教職員数なども少子化を反映 して減少しており、道府県分に比べ算定項目が多い市町村分の影響が大きい。

農家数、水産業者についてはセンサスの改定により大幅な減少となっており、とりわけ町村の多い地方圏への影響が大きい。

図表13-2は市町村分の測定単位を規模別にみたものである。大都市(政令市)の人口は引き続き増加しているが、その他の都市規模では減少している。とりわけ町村ではマイナス4.2%となっており、需要額への大きなマイナス要因となっている。ただし、後述するように段階補正や人口急減補正などが適用される項目が多いことから、影響は一定程度緩和されていると推察されるが、それでも2016年度算定における減少要因としては大きなものである。

そのほか、教育関連の数値も町村の減少率は大きい。少子化にともなう学校の統廃 合などにより一連の需要が縮小している実態を反映した結果である。

また、農家数については規模にかかわらず二桁の減少となっており、これについても第一次産業の衰退を反映したものとなっており、全体として町村部の需要額算定は削減要素が多くなっている。

図表13-2 規模別測定単位(公債費除く・種別補正後)の状況(総計)

				大都市		中核市	中核市・施行時特例市		都市			町 村		
		単位	2015	2016	増減率									
人口		人	36, 098, 052	36, 777, 419	1.9%	28, 278, 540	28, 160, 105	-0.4%	52, 172, 512	51, 160, 643	-1.9%	11, 508, 248	11, 026, 691	-4.2%
65歳以上人口		人	7, 422, 219	7, 422, 219		6, 213, 093	6, 213, 093		12, 506, 257	12, 506, 257		3, 104, 116	3, 104, 116	
75歳以上人口		人	3, 411, 159	3, 411, 159		2, 867, 553	2, 867, 553		6, 147, 058	6, 147, 058		1, 646, 440	1, 646, 440	
市部人口		人	36, 098, 052	36, 777, 419	1.9%	28, 278, 540	28, 218, 066	-0.2%	52, 172, 512	51, 160, 643	-1.9%			
計画区域人口		人	35, 964, 448	35, 964, 448		27, 734, 532	27, 734, 532		47, 861, 498	47, 903, 145		8, 295, 583	8, 313, 838	
道路	面積	km^2	797, 233	798, 463	0.2%	943, 888	827, 440	-12.3%	2, 600, 213	2, 615, 189	0.6%	1, 136, 290	1, 141, 711	0.5%
坦邱	延長	km	100, 486	100, 697	0.2%	148, 177	148, 509	0.2%	531, 100	532, 091	0.2%	235, 375	235, 870	0.2%
港湾	係留	m	262, 917	262, 864	0.0%	58, 731	59, 058	0.6%	141, 424	141,640	0.2%	50, 376	50, 435	0.1%
他仔	外郭	m	504, 159	504, 290	0.0%	347, 037	348, 285	0.4%	981, 213	980, 377	-0.1%	373, 283	377, 857	1.2%
漁港	係留	m	22, 604	22, 596	0.0%	81,607	82, 065	0.6%	505, 208	505, 123	0.0%	216, 297	216, 385	0.0%
焦伦	外郭	m	58, 140	58, 439	0.5%	192, 444	191, 470	-0.5%	1, 308, 565	1, 318, 150	0.7%	645, 456	644, 240	-0.2%
	児童数	人	1,701,620	1, 702, 550	0.1%	1, 481, 737	1, 469, 807	-0.8%	2, 673, 836	2,641,984	-1.2%	568, 235	559, 798	-1.5%
小学校費	学級数	学級	60, 848	60, 908	0.1%	55, 594	55, 681	0.2%	112, 137	111,637	-0.4%	28, 626	28, 436	-0.7%
	学校数	箇所	3, 790. 00	3, 780. 00	-0.3%	3, 644	3, 620	-0.7%	9, 425. 00	9, 279. 00	-1.5%	3, 172. 00	3, 086. 00	-2.7%
	生徒数	人	774, 519	765, 930	-1.1%	733, 895	722, 773	-1.5%	1, 365, 082	1, 340, 092	-1.8%	301, 462	294, 255	-2.4%
中学校費	学級数	学級	24, 818	24, 621	-0.8%	24, 114	23, 944	-0.7%	48,000	47, 651	-0.7%	12, 376	12, 210	-1.3%
	学校数	箇所	1,764	1,762	-0.1%	1,760	1,756	-0.2%	4, 373	4, 348	-0.6%	1,598	1,559	-2.4%
高 等	教職員数	人	7, 534. 2	7, 510. 4	-0.3%	2,911	2,885	-0.9%	1, 321. 0	1, 308. 8	-0.9%	322.8	331. 2	2.6%
学校費	生徒数	人	117, 749	116, 851	-0.8%	46, 089	45, 521	-1.2%	19, 420	19, 188	-1.2%	4, 440	4, 324	-2.6%
幼稚園等の子ども数 (幼稚園児数)		人	37, 306	35, 665	-4.4%	45, 914	42, 615	-7.2%	126, 307	120, 634	-4.5%	39, 744	37, 793	-4.9%
農家数		戸	105, 747	91, 094	-13.9%	330, 762	282, 109	-14.7%	1, 488, 322	1, 276, 633	-14.2%	612, 590	527, 951	-13.8%
林業水産業従業者		人	7, 894	7, 894		26, 475	26, 475		127, 383	127, 383		83, 686	83, 686	
世帯数		世帯	16, 532, 286	16, 532, 286		11, 405, 643	11, 405, 643		19, 875, 069	19, 875, 069		4, 137, 506	4, 137, 506	
戸籍数			13, 854, 801	13, 925, 429	0.5%	10, 634, 851	10, 678, 203	0.4%	22, 132, 764	22, 127, 426	0.0%	5, 740, 956	5, 712, 819	-0.5%
面積(地域	振興費)	km^2	3, 627. 49	3, 618. 62	-0.2%	6, 560	6, 563	0.0%	28, 989. 76	29, 017. 57	0.1%	19, 285. 90	19, 283. 26	0.0%
面積 (包括算定経費)		km^2	5, 748. 39	5, 737. 02	-0.2%	12, 379	12, 367	-0.1%	64, 717. 76	64, 702. 79	0.0%	49, 931. 85	49, 931. 20	0.0%
都市公園面	積	km^2	192, 190	193, 850	0.9%	201, 485	202, 846	0.7%	436, 029	442, 458	1.5%	104, 761	106, 002	1.2%

(資料) 前掲「計数資料」より作成

(3) 補正係数

最後に補正係数の状況についてみておこう。

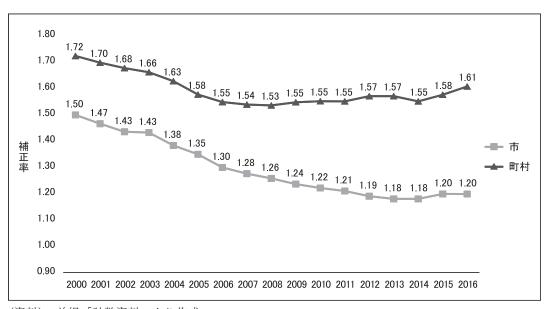
◆ 補正率の状況

図表14は市町村分についての補正率の動向である。ここでいう補正率とは、補正 前および補正後の測定単位を、単位費用にそれぞれ乗じて算出した需要額の積算額 を比較したもので、補正前と補正後の需要額を比較して割り増しの程度をみるもの である。

2016年度の状況をみると市(大都市、中核市、施行時特例市、都市を含む)の補 正率は1.20と前年度並みであり、底を打った2013、2014年度の1.80から若干戻して 横ばいとなっている。

一方、町村については1.61と2年連続で上昇しており、「ト」方式の導入にともなう段階補正、国調人口置き換えにともなう数値急減補正の充実などが寄与しているものと推察される。

図表14 市、町村別の補正率の推移



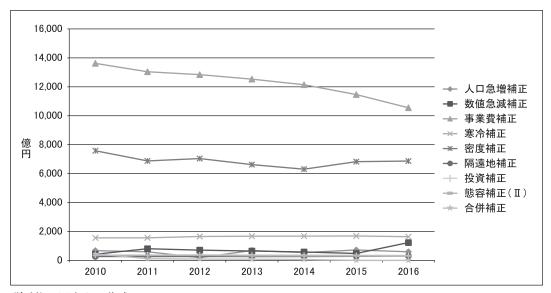
(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表15は市町村分の補正係数のうち加算項目について需要額の割増額を示したものである。

いわゆる実績ベースの公債費算入である事業費補正は年々減少傾向にあるが、人口等の密度の多寡に応じた密度補正が加算額としては大きな効果をもたらしており、2015年、2016年と横ばいで推移している。

その他の補正は加算額が少ないものの、数値急減補正が2016年度急増している点が注目される。これは先述の国調人口の置き換えにともなう激変緩和措置が寄与しているとみられる。

図表15 補正係数(加算項目のみ)による需要加算額



(資料) 同上より作成

◆ 段階補正の状況

段階補正は加算項目ではなく累乗項目であることから、統計資料では需要額の割増額を知ることはできない。そこで段階補正の上限値の設定状況でおおむねの傾向をみてみよう。

図表16は市町村分の段階補正の上限値を項目別に経年でみたものである。

上限値が前年度から引き上げられたのは5項目で、例年に比べてとくに増えたわけではない。

このうち、その他の教育費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、包括算定経費は、「ト」方式の適用項目で段階補正の充実がはかられるものであるが、上限値の限りでは徴税費の引き上げにとどまっている。

図表16 段階補正の上限値

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
消防費(人口)	2. 035	1. 980	2. 065	2. 105	2. 100	2. 095	2. 110
その他の土木費 (人口)	1. 740	1. 680	1. 650	1.630	1. 845	1. 925	1. 935
その他の教育費 (人口)	2. 180	2. 155	2. 160	2. 150	2. 250	2. 210	2. 205
社会福祉費 (人口)	1. 540	1. 570	1. 565	1. 540	1.540	1. 350	1.330
保健衛生費 (人口)	2. 995	3. 180	3. 115	2. 990	2.960	2.865	2. 875
高齢者保健福祉費(65歳以上人口)	1.769	1. 778	1. 796	1. 758	1.744	1.734	1.702
農業行政費 (農家数)	2. 383	2. 383	2. 383	2. 383	2. 383	2. 383	2. 383
商工行政費 (人口)	2. 415	2. 420	2. 427	2. 420	2. 645	2. 660	2. 740
徴税費 (人口)	2. 780	2. 970	3. 180	3. 280	3. 500	3. 540	3. 600
戸籍住民基本台帳費(戸籍数)	1. 405	1. 418	1. 470	1. 490	1. 519	1. 591	1.578
戸籍住民基本台帳費 (世帯数)	2. 140	2. 510	2. 260	2. 380	2. 440	2. 420	2. 380
地方再生対策費(人口)	15.000	15.000					
地域の元気創造費 (人口)					15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費						15.000	15.000
包括算定経費 (人口)	15.000	15. 000	15.000	15. 000	15.000	15.000	15.000

^{*} このほか生活保護費、地域振興費(人口)は上限なし

⁽資料) 市町村の普通交付税算出資料より作成(かっこ内は測定単位 網掛けは前年度比増となったもの)

◆ 「ト」方式の適用項目における段階補正の状況

先述のように「ト」方式の対象項目は、単位費用の見直しを通じて一律に影響が 出ることから、民間委託等が進んでいない町村などについては段階補正の充実によ り影響を緩和するとしている。

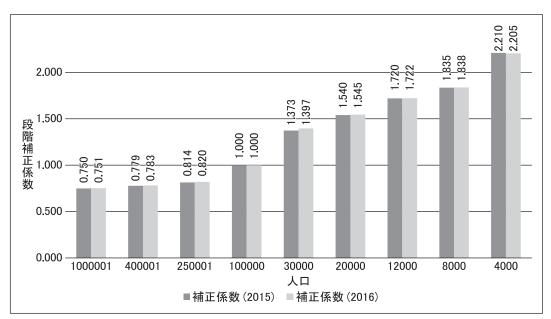
図表17-1~5は、市町村分の「ト」方式の対象項目のうち段階補正が適用されている5つの項目(その他の教育費、徴税費、戸籍住民基本台帳費(戸籍数・世帯数)、包括算定経費)について、測定単位段階別の補正係数を試算したものである。標準団体の人口(10万人)、戸籍数(41,000籍)、世帯数(41,000世帯)の係数を1として、各自治体の測定単位が小さくなるにしたがって、係数が大きくなっている。

2015年度と今年度を比較すると、戸籍住民基本台帳費(戸籍数)を除いて係数が引き上げられている。ただし、ほぼ全段階において引き上げられているのは徴税費および包括算定経費(人口)で、その他については人口1万人未満など、一定数以下において前年度を下回っている。

少なくとも試算結果でみる限り、段階補正の拡充がすべての項目のすべての測定 単位の段階で効果をもたらしているとは限らないことが確認できる。

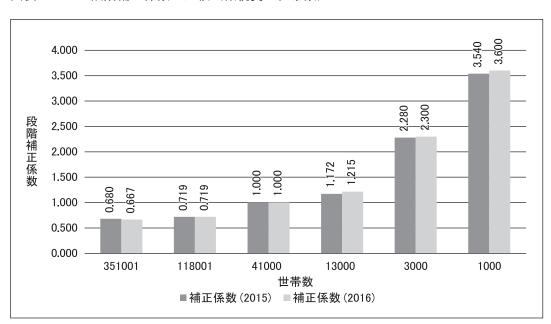
ただし、各項目で同時に算定される密度補正について同様の分析を行ってみたところ、戸籍住民基本台帳費(戸籍数)を除いて、これらの小規模団体において係数が引き上げられており、段階補正以外の補正により補完されている可能性が推察される。

しかし、複数の補正係数により「ト」方式の影響が緩和されているとするならば、 段階補正で緩和するという国の説明は不十分である。



図表17-1 段階補正係数の比較(その他の教育費・人口)

(資料) 前掲「算出資料」より作成



図表17-2 段階補正係数の比較(徴税費・世帯数)

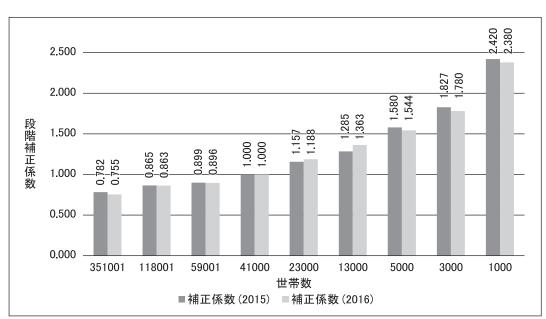
(資料) 同上より作成

2.500 — 2.000 -1.532 1.515 1.500 -段階補正係数 1.087 1.000 -0.500 -0.000 -58001 41000 357001 119001 23800 11900 5800 3600 1500 戸籍数

■補正係数(2015) ■補正係数(2016)

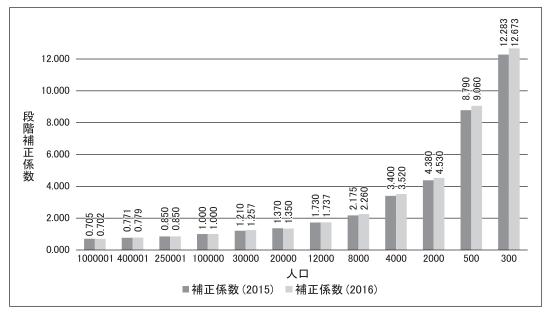
図表17-3 段階補正係数の比較(戸籍住民基本台帳費・戸籍数)

(資料) 同上より作成



図表17-4 段階補正係数の比較(戸籍住民基本台帳費・世帯数)

(資料) 同上より作成



図表17-5 段階補正係数の比較(包括算定経費・人口)

(資料) 同上より作成

◆ 地域振興費の補正充実

地域振興費(人口)では、2016年度より市町村合併にともなう行政経費および当初予算で計上された地方創生推進交付金の地方負担分、消費者行政推進費について補正係数の充実や新設がはかられた。

市町村合併関連では普通態容補正Ⅲの充実、地方創生推進交付金については単位 費用を加算するとともに段階補正を新設した。また、従来から算定されている消費 者行政推進費についても段階補正を新設した。

これらにより、地域振興費の最終補正係数は大幅に引き上げられ、結果的に地域 経済・雇用対策費の削減の影響を一定程度緩和する役割を果たしている。

4. 実証 — 長野県内市町村の例

以上のようなさまざまな算定の見直しのなかで、2016年度の算定が実際にどのような結果となったのか。多様な自治体規模を有する長野県を例に需要額算定の結果を検証してみ

よう。

(1) 需要額の構成

図表18は需要額の項目を主要項目別にまとめた構成比である。

土木費については都市計画費の有無、下水道費などの差、厚生費では事務権限や人口構成などの違いによる生活保護費、社会福祉費、高齢者保健福祉費などの差が構成比に表れている。

市部と町村部で大きな差がみられるのは歳出特別枠等で、市町村で最も高い割合を 占めているのが平谷村28.3%、次いで売木村21.8%、王滝村20.6%となっている。い ずれも人口1,000人未満であり、人口を測定単位として高い段階補正係数がかかった 結果とみられる。とりわけ地域経済・雇用対策費は補正の上限がなく係数の算定結果 が直接反映されるため需要額の割合が高くなっている。

包括算定経費についても町村部は比較的高い割合を占めており、これについても段 階補正による効果とみられる。

以上の需要額の構成を踏まえると歳出特別枠等や包括算定経費の削減や人口の変動 が町村部で大きな影響をもたらすことが想定される。

図表18 長野県市町村の2016年度需要額算定結果(主要項目別構成比)

5.7%		7.'9.%	38.2%)%===211% 11.59	
5.9%	10.0%	7.2%	37.3%	2!5% 7.7% 2!7.%		////10
5.4% 6.5%		7.2%	35.0%		82.7% 13.4% 13.6% 11.7%	7///9 ////11:
5.1%	9.0%	6.6%	43.5% 38.8%	1!8% 5.2% 4!1% 5.5%		/////10
6.7%		8.2%	38.0%	241% 5.7% 1316%		/////12.0
6.3%	17.193		37.2%		2% 3.7% 8.4%	//////:1:1:0
6.6%	15.3%	7.7.%	38.4%_		0%1 817% 8.3%	/////12:2
5.2%	15.2%	6,4%	35,6%	3.9% 886.7% 888		/////1.0
6.3%	1,6.5,%	7.4%	36.9%	[3!5%]: 4:59		/////117
5.8%	1,5,6,%	8.2%	34.1%	316% 5.7%		////10
5.4%	14.3%	6.9%	34.2%	318% 8887.8% 8886 3	49%) 13.2% 3%% 4.11% 8.8%	/////11: 0 /////10
5.8%	14.6%	7.2%	35.6%	318% 6.1%		////17
6.1%	12.6%	7.9%	35.1%	3/0%::5.6%::2/9%		/////11/
5.4%	13.3%	6.8%	33.9%	40% 64% 25%	18.0%	////9
5.8%	15.1%	6.2%	32.1%	219% 7.7% 219%	17.5%	////9
6.3%	1,6.6%	7.1%	33.5%	41% ==61%==		////10.
5.9%	15.3%	6.7%	31.9%	[312%] 8.8% 215		/////10
5.4%	10.6%				16.4%	////16.1%/
4.7%	1819% 14.7%	N 5.5% N 18			15.5% /// 18.9% ///	/////15.7%
3,4%	16.1%	3,6% 18,9			9.7%	////16.9%/
2.8%	1,6.0%	4.6% 15.8%			15.6%	////15.9%
4.8%	19.4%			6.0% 888888819%788888 4.2%		7///1,0
7.4%	14.8%	7.4%	37.9%	211% 5.69	388 318% 6.1% 🖊	/////14.9%
7.6%	15.6%		30.4%	319% 1000 619% 1000 4		/////14.6%
6.0%	17.4%		28.0%	6.9% ##641%## 7.2		/////15.8%
5.9%	14.19%			519% 11610% 7.7%		////17.1%/
7.7%	11.3% 4 5.3% 7.8		30.7% 446%	242%****7,2%**** 5,6%		7////12/7
6.0%			7.1% 27.6%		12.8% 3#1 4.5% 7.4%	
6.2%	18.3%		28.4%	5.1% #50%# 6.7%		////15.9%
6.6%	15.3%		35.5%		47% 8.8%	
7.0%	17/69		33,2%_			/////12:9
6.3%	18.1%	6.3%	29.1%_	52% ::55% :: 60	0% 8.6%	
7.3%	1,5,5,%		34.3%		355 318% 7.2% Z	
5.4%	14.1%				18.1%	/////15.0%
7.2%	14.8%		30.9%_	4.0% ##515%## 5.4%		////16/7%/
6.4%	17.4% 17.1%		32 <u>.0%</u> 29.6%	6.3% 888.67.2%	5.0% 8.6% 4190% 9.7%	/////12.89
	103%			% ##666%## 810%		/////14.5%
4.9%	9.4%			10.2%	19.5%	/////13.59
31% 42%	4.1%\13	62%	8.2% 28.3%	12,0	% /////////	Z20 <u>.9%///</u>
2.8%_5.3%_) #### 7.47.2 /#### 1]9.5			/////14:7%
	6.8% 6.49					///18:3%///
	5.6%	20.3%	48% 88867/9%888	21.8%		///18.1%//
3.4% 6.2%		22.3%	318% 10000001014%0000000	185%		/////15:5%
	6 5.4% 11.6%	22.1%_	4/2% 100008/1/%10000 30,3%	14.9% 1 5.8% 100.6.8% 7.4%	9.4%	////15.7.%2 ////15.6.%
		6.9%	29,9%	5.9% 9854% 6.0%		/////15:7%
	5.4%	17.9%	9.11% ****7.5%****			///19/3%///
	5% 5.4%					/////15.7%
	7/8% 6:49					////16.7%/
4.9%	12.4%	5.6%\\ 20.6				////16.6%/
	12.4%		6(0%) 100 (6(%) 1000 20(Z22.1.%Z///
	2% 5.9%		4.8% 80.6.4%			////17:0%/
	12.0%		1.3% 4.4% bossesses() 6.4% 5.2% boss	0.0%mmmm 4.3% 6.6%mm 10.1%	23.0% 15.4%	/////15.3%
	11.9%			12.5%	16.0%	////15.6%
7.0%	15.9%		29.3%	49% ##62%## 62%		ZZZZ13.0%
5.7%	15.5%	7.8%		9% 4462% 89%		////16:3%
	9% \ 5.6%			4.9% 7,2%	17.0%	/////12.89
6.4%	1,6,4%	7,0%	31,3%_		7% 9,2% ∠	<u>/////</u> 14.3%
7.3%	13.8%	7.3%	30.9%	4.8% =5.3% = 6.19		/////16.3%/
6.3%	21.4	1,% 6.6%	23.1%	4.5% ##6.0%## 5.7%		/////15.6%
4.1%	14.0%	5.8% 16.89		9.7% 21.		////15.7%
7.1% T		8.1,%	31.5% 32.3%	319% 88663%88 516 418% 8247% 615		
6.0%	14.8%	5.9%		413% MARKE 019 3% MARKE 974% MARKE 614%		/////15/1%
6.6%	11.6%	7.7%	30,9%	549% 100007/99%1000 68		/////15.0%
5.4%	1,6,4%	6.6%		6.2% #5.0% 7.9%		/////15.5%
4.7%	13.0%		2.5% 4.49% 100007.99	%mm 9.0%	19.1%	/////14.2%
				4/4% 99997/4%9999 5/9%		
5.4%	18.0%	5.7%	28.9%			2777710.075
5.4% 3.9% 5.4%	18.0% 17.7% 17.3%	K4.5%\\ K5.7%\\	25.4% 5!2 30.3%		12.5%	//////13.5%

(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

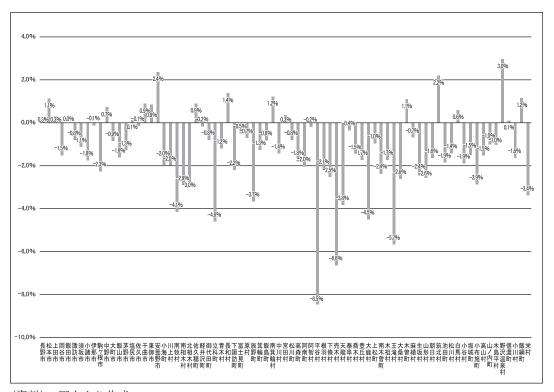
(2) 需要額の変動状況

次に前年度からの伸び率を市町村別にみてみよう。

図表19は臨財債控除前の需要額の前年度比増減率である。

伸び率がマイナスとなったのは77団体中59団体(77%)と、多くの自治体で需要額 が減少している。とくに町村部の減少率は比較的高く、減少率が高かったのは先ほど の3村である。

図表19 需要額増減率

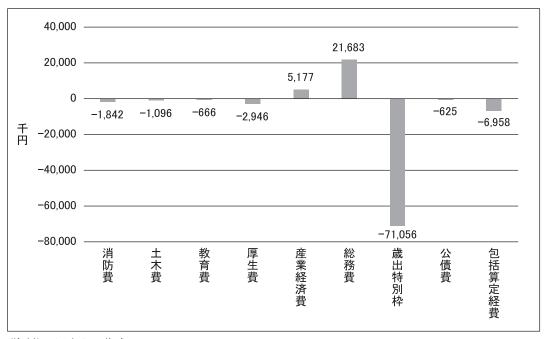


(資料) 同上より作成

◆ 平谷村の例

このうち最も減少率の高い平谷村の主要項目別増減額をみたものが**図表20-1**である。

図表20-1 主要項目別増減額(平谷村)



(資料) 同上より作成

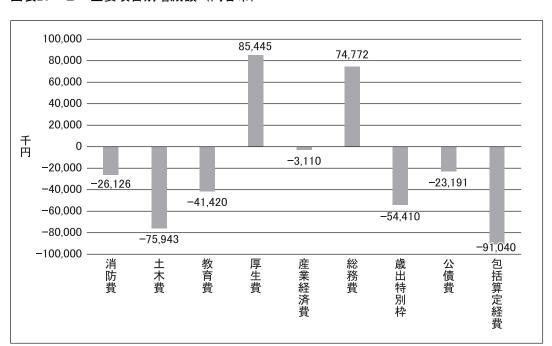
歳出特別枠等の減少額が7,100万円と最も大きく、主に地域経済・雇用対策費の 削減によるものである。ただし、その他の地域の元気創造事業費や人口減少等特別 対策事業費についても減少しており、国調人口の置き換えの影響によるものと推察 される。

なお、売木村や王滝村についても同様の傾向であり、人口1,000~2,000人以下の 自治体で歳出特別枠等の削減の影響が大きく表れている。

増加項目については限定的で、総務費が2,100万円の増、産業経済費がわずかに510万円にとどまる。総務費では内訳となる地域振興費の増加が主なものであり、地方創生関連や重点課題対応分の新規算入がある程度寄与しているものと推察される。

◆ 岡谷市の例

次に前年度比減となった市部のうち岡谷市についてみたものが図表20-2である。



図表20-2 主要項目別増減額(岡谷市)

(資料) 同上より作成

町村部と同様に歳出特別枠等の影響は5,400万円減と小さくないが、減少額の最も大きいのは包括算定経費の9,100万円減で、次いで土木費が7,500万円減となっている。

包括算定経費(人口)については人口約5万人の岡谷市では段階補正係数が小さく、単位費用の削減や測定単位の人口減が減少幅を大きくしているものと推察される。

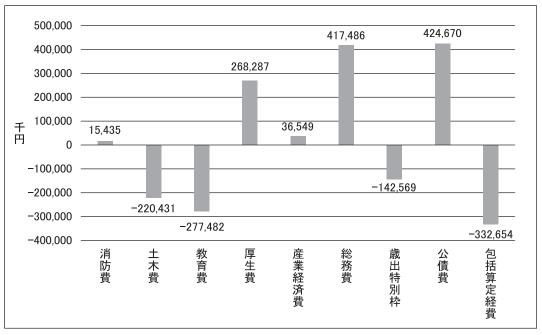
土木費については道路橋りょう費(道路の延長)やその他の土木費が要因であるが、具体的な内容については不明である。

増加要因については厚生費と総務費で社会保障関係や地域振興関係の需要が伸びたことによるものであり、平谷村同様に地域振興費の寄与度が大きい。

◆ 長野市の例

一方、前年度比微増となった長野市についてみたものが図表20-3である。





(資料) 同上より作成

減少要因では包括算定経費が3億3,000万円と最も大きく、次いで教育費の2億7,000万円である。歳出特別枠等については比較的減少額が少ない。

増加要因では公債費が4億2,000万円と最も大きく、次いで総務費の4億1,000万円、厚生費の2億6,000万円と続く。このほかでは消防費、産業経済費が微増である。

以上の結果から市部では社会保障経費の増加や地方創生関連経費の加算による厚生費や総務費の増加、町村部についても総務費の増加がみられるが、教育費、歳出特別枠等、包括算定経費などの減少がこれらの増加要因を上回る状況がみられる。

その点では歳出特別枠等の削減を代替する重点課題対応分の算入効果は、算定結果には明確な形で確認されない。また、総務費に含まれる地域振興費では、地方創生関連の需要額算入が大きく寄与しており、国の政策経費の算入に依存する構造が

解消されていない。

全体としてみると需要額の増加項目の裾野が狭く、特定の経費に依存する状況に あるとみることができる。

結び - 交付税算定の展望

2016年度の交付税算定は、2015年国調人口の置き換えにより人口減少局面に入る節目となった。

これまでも、一般市や町村の測定単位は減少傾向にあったが、さらに中核市、施行時特例市のレベルでも人口が減少に転じた。交付税総額が抑制基調にあり、単位費用の4~5割が前年度比減となっている状況では、人口を含む自治体ごとの測定単位の動向が交付税配分に影響する程度が強まっていくことが予想される。

都市規模別の測定単位の伸び率でみたとおり、各種測定単位は大都市とその他中核市以下の自治体間で人口の増減が分かれ、中核市以下の自治体では町村部の減少率が高くなっている。

2017年度の交付税算定では国調人口の確定値に置き換えられ、さらに高齢者人口(65歳以上、75歳以上)、世帯数、林野水産業従業者数についても測定単位の見直しが予定されている。毎年度改定される教育関連の数値とあいまって、自治体間の交付税算定への影響が大きい年度となるだろう。とりわけ、町村部では、数値急減補正などの補正係数による影響の緩和状況とあわせてみる必要がある。

歳出特別枠等については町村部を中心に需要額への寄与度が大きいことが明らかとなった。とりわけ段階補正係数の上限値をもたない地域経済・雇用対策費はこれまで小規模自治体への強力な傾斜配分の機能を果たしてきたが、その効果が大きい分だけ縮小局面では需要額の激変の要因ともなっている。長野県の例では補正係数が急上昇する人口1,000~2,000人以下の自治体での影響が大きいことが明らかとなった。

町村部では測定単位の減少とあいまって需要項目の増加要因が限られており、近年、歳 出特別枠等の算定が大きく寄与してきた。さらに人口減少等特別対策事業費や地域の元気 創造事業費の算入により、各種成果指標が加わることで町村以外の市部需要においても増 加要因となっている。

しかし、地域経済・雇用対策費の削減による需要額の変動結果をみると不安定性が露呈

しており、交付税算定の予見可能性という観点からみて特別枠等の見直しは不可欠である。 2016年度現在で歳出特別枠等の金額は1.2兆円であり、国の地方創生政策のもとで少な くとも2020年度までは一定枠が維持されると想定されるが、あくまで臨時的な性格のもの であることから、その廃止を見据えて需要額をいかにして通常の算定へとソフトランディ ングさせていくかが中期的な課題である。

2016年度は重点課題対応分や公共施設の老朽化対策として既存の項目の単位費用の充実がはかられた。必ずしも単位費用の引き上げに結びついておらず問題点も多いが、歳出特別枠等の削減に対する代替的な需要算定の方向としては評価できる。

なお、2017年度の地財計画では地域経済・雇用対策費のマクロの枠となる地域経済基盤 強化・雇用等対策費が4,450億円から1,950億円に削減されることから、小規模団体を中心 に需要額の影響が懸念される。当面はこうした影響をできる限り緩和する算定の見直しが 求められる。

本文でも触れたように、現在の交付税算定は道府県、市町村にかかわらず需要額算定の 裾野が狭く、もっぱら社会保障関係経費、総務費、公債費が増加要因となっており、福祉 事務が限定される町村では算定項目がさらに限定される。しかも、人口関連の算定項目が 多い構造においては、その急減は需要額を急減させてしまう。

それが交付税算定における客観的結果であると結論づけることもできるが、コミュニティ対策、公共交通の確保、環境保全、社会保障単独事業など、すでに交付税算定の対象ではありながら、さらなる充実をはかるべき要素や自治体の共通課題として掘り起こす財政需要は潜在しているはずである。

行革や地域活性化などの合理化や特定の政策を算定する財政需要ではなく、人口減少局面において、豊かで安心できる地域の暮らしを実現する「合理的、かつ、妥当な水準」の財政需要を再設定する時期にきている。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード:普通交付税/トップランナー方式/人口急減補正/ 重点課題対応分/歳出特別枠等/人口減少等特別対策事業費

【参考文献】

石原信雄『新地方財政調整制度論』ぎょうせい、2016年

星野菜穂子『地方交付税の財源保障』ミネルヴァ書房、2013年

星野菜穂子「格差是正と地方交付税 ── 都道府県を対象とした分析を踏まえて ── 」『自治総研』 2016年6月号

飛田博史「地方交付税算定におけるトップランナー方式の概要と課題」『自治総研』2016年10月号 地方財務協会「地方財政」2016年5月号、9月号

地方財務協会「地方交付税制度解説(単位費用編)」2015年度、2016年度版

総務省「平成28年度普通交付税大綱」

総務省「地方交付税関係計数資料」各年度

<資料1>

トップランナー方式の導入について

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、<u>歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要</u>額の算定に反映する取組を推進
- その際、<u>財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保するこ</u>とを前提として取り組む。

取組の概要

- <u>地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方</u>式の検討対象とする。
 - ※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への 影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映。
 - ※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

	基準財政需要	額の算定項目	基準財政需要の第二は歴史	
対象業務	都道府県	市町村	の算定基礎と する業務改革 の内容	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費		
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇公用車運転 ◇案内・受付	包括算定経費	包括算定経費	民間委託等 (現行:直営、 一部民間委託等)	
◇一般ごみ収集	_	<u>清掃費</u>		
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	_	小学校費、中学校費		
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入、 民間委託等	
◇公園管理	その他の土木費	公園費	(現行:直営、 一部民間委託等)	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、 福祉関連等の情報システム)	_	戸籍住民基本台帳費、 徴税費、包括算定経費	情報システムの クラウド化	

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

(資料)総務省ホームページ

平成28年度トップランナー方式の見直し方針(予定)

【市町村分】

			見直し内容				
	基準財政需要額	需要額 経費水準の見直し		経費区分の		見直し	基準財政需要額の算
対象業務	の算定項目	見直し前	見直し後	見直し (給与費→ 委託料等)	段階補正の見直し	年数	定基礎とする業務改革の内容
◇学校用務員事務	小学校費	3,707 (千円/1校)	2,927(千円/1校)	0			
(小学校、中学校、	中学校費	3,707 (千円/1校)	2,927(千円/1校)	0		5	
高等学校)	高等学校費	7,353 (千円/1校)	6,152 (千円/1校)	0			
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)			3	
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	0	0	3	民間委託等
◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	0		_	
◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円/1校)	据え置き	0		_	
◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円/1校)	据え置き	0		_	
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の 教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	0	0	3	指定管理者制度 導入、民間委託等
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	0		_	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、 福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	11,398(千円)の減	0	0	5	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、	戸籍住民基本 台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)				情報システムの
税務関連システム、	徴税費	32,030(千円)	24,160 (千円)	0	0	3	クラウド化
福祉関連システム等)	包括算定経費	36,204(千円)	27,309 (千円)				777110

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の	経費水準	経費区分の 見直し	見直し年数	基準財政需要額 の算定基礎とする		
7	算定项目	見直し前	見直し後	(給与費→ 委託料等)		業務改革の内容	
◇学校用務員事務	高等学校費	388,570(千円)	332,208(千円)	0	5		
(高等学校、 特別支援学校)	特別支援学校費	57,312(千円)	50,510 (千円)	0	5		
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,550,647(千円)		3	D 80 7 344	
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	334,448(千円)	0	3	民間委託等	
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	0	-	指定管理者制度 導入、民間委託等	
◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	0	_		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、 福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	8,270(千円)の減	0	1	庶務業務 の集約化	

※「見直し内容」における「見直し後」については、精査中であり、今後、数値の異動が生じ得る。

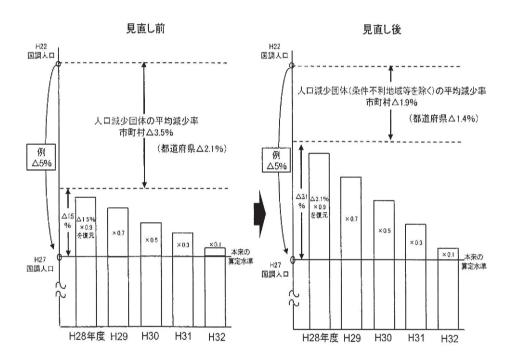
<資料2>

普通交付税における人口急減補正の拡充

平成28年度の交付税算定から平成27年国勢調査人口を用いることに伴い、<u>人口減少</u>団体の交付税が急激に減少しないようにするための措置(人口急減補正)を拡充。

<対象となる人口減少率の考え方を見直し>

人口減少団体の平均減少率→人口減少団体(条件不利地域等を除く)の平均減少率



人口急減補正による措置額等(H28年度)

()は制度見直し前からの増加分

	対象団体数	措置額
都道府県	32団体(+8団体)	275億円(+104億円)
市町村	1, 170団体(+124団体)	778億円(+276億円)
計	1, 202団体(+132団体)	1, 053億円(+380億円)

(資料) 地方財務協会「地方財政」2016年9月号129ページより抜粋

<資料3>

閣議報告

平成28年7月26日

平成28年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、平成28年度普通交付税の額を 次のとおり決定したので、報告する。

1 決 定 額

区分	平 成 28 年 度	平成 27 年度
総額	15兆6,983億円	15兆7, 495億円
道府県分	8兆5, 593億円	8兆3,705億円
市町村分	7兆1,390億円	7兆3,790億円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	平	成 28年	= 度	平成 27年度		
	交 付	不交付	計	交 付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1, 642	76	1, 718	1, 659	59	1, 718
計	1, 688	77	1, 765	1, 705	60	1, 765

3 主な算定事項

- (1) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 地方における現下の喫緊の重点課題に対応するため、自治体情報システム構造改革推進事業、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進、森林吸収源対策等の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 子ども・子育て支援施策の充実、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した 地域福祉施策の充実に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、その他の教育費、保健衛生費等において、人口密度等による需要の割増しを行うこと。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な 措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- (9) 熊本地震の影響を踏まえ、熊本県等に対し、法人関係税等の基準財政収入額の算定において特例的な措置を講じること。

4 交付決定日

平成28年7月26日(火)

[参考] 普通交付税 都道府県別決定額(道府県分•市町村分)

(単位:百万円)

		(単位:日万円 <i>)</i>
都 道 府 県	道府県分	市町村分
北海道	650, 478	747, 811
青森	218, 323	184, 080
岩手	219, 285	181, 683
宮城	148, 546	162, 261
秋田	194, 314	178, 122
山形	180, 397	139, 880
福島	179, 621	178, 547
茨城	177, 531	147, 914
栃木	120, 296	78, 537
群馬	123, 043	108, 309
埼玉	213, 878	134, 478
千葉	180, 226	142, 056
東京	100, 220	43, 427
神奈川	103, 365	58, 388
新潟	264, 444	239, 303
富山	128, 150	76, 496
石川	126, 523	95, 091
福井	126, 798	56, 874
山梨	125, 856	85, 864
長野	202, 852	231, 702
岐阜	172, 947	146, 440
静岡	157, 673	88, 709
愛知	82, 635	79, 377
三重	139, 213	115, 031
滋賀	115, 094	77, 326
京都	174, 198	137, 903
大阪	275, 398	232, 494
兵庫	305, 361	267, 542
奈良	153, 448	106, 732
和歌山	170, 659	110, 051
鳥取	137, 042	81, 458
島根	182, 504	133, 035
岡山	166, 303	161, 602
広島	185, 259	183, 141
山口	171, 721	125, 202
徳島	147, 005	86, 801
香川	109, 301	73, 586
愛媛	167, 015	139, 558
高知	171, 692	119, 784
福岡	277, 542	295, 697
佐賀	144, 590	90, 049
長崎	221, 133	190, 868
熊本	219, 467	206, 606
大分	172, 313	125, 780
宮崎	183, 823	129, 280
鹿児島	268, 254	234, 210
沖縄	203, 839	129, 868
合計	8, 559, 354	7, 138, 956
	0,009,004	7,100,900

⁽注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県 の数値の計と合計は一致しない。

平成28年度 普通交付税の決定について

交 付 額

(単位:億円、%)

区	分	平成28年度	平成27年度	伸率
道府	県分	85, 593	83, 705	2. 3
市町	村分	71, 390	73, 790	Δ3. 3
合	計	156, 983	157, 495	Δ0. 3

交付団体及び不交付団体数

	<u> </u>	成28年	 芰	平成27年度		
区分	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1, 642	76	1, 718	1, 659	59	1, 718
計	1, 688	77	1, 765	1, 705	60	1, 765

平成28年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額

(単位:億円、%)

Г			道 府	県 分		村 分
	区 分		平成28年度	対前年度伸率	平成28年度	対前年度伸率
	個別算定経費 (c、d、e、f除き)	а	172, 483	0. 1	165, 353	0. 1
	包括算定経費	b	13, 864	∆8. 6	25, 860	Δ5. 1
基	地 域 経 済 • 雇 用 対 策 費	С	974	△48. 1	1, 261	Δ46. 9
準財	地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	d	906	Δ0. 7	2, 748	Δ0. 1
政需	人口減少等特 別対策事業費	е	1, 898	Δ0. 2	3, 690	Δ0. 3
要額	公債費等	f	33, 249	2. 0	27, 832	0. 1
	臨時財政対策 債振替相当額	g	21, 701	Δ16. 3	16, 179	Δ16. 3
	合 計 (a+b+c+d+e +f-g)	h	(223, 373) 201, 672	(△0. 6) 1. 4	(226, 743) 210, 564	(△1. 1) 0. 4
	基準財政収入額	Į	115, 913	0. 8	139, 002	2. 3
3	交 付 基 準 額	Ę	85, 759	2. 2	71, 562	Δ3. 3
Ī	普通交付税額		(107, 295) 85, 593	(∆2. 1) 2. 3	(87, 568) 71, 390	(△6. 0) △3. 3

⁽注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。

² 平成28年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率 である。

³ 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

⁴ 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区	分	道 府 県 分	市町村分
基準財政需	増要因	 ・地方財政計画の「重点課題対応分」の創設 ・社会保障関係費(障害者自立支援給付費負担金、介護給付費負担金等) ・ 臨時財政対策債償還費 	 地方財政計画の「重点課題対応分」の創設 社会保障関係費(障害者自立支援給付費、介護給付費負担金等) 臨時財政対策債償還費
要額	減要因	地方財政計画の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の見直し	地方財政計画の歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)の見直し
基準財政収	増要因	法人事業税地方消費税道府県民税配当割道府県民税株式等譲渡所 得割	地方消費税交付金固定資産税配当割交付金株式等譲渡所得割交付金
入 額 ———————————————————————————————————	減要因	地方法人特別譲与税道府県民税法人税割	• 市町村民税法人税割

3 主な算定方法の改正点

1 重点課題対応分に係る算定

地方財政計画に新たに計上した「重点課題対応分」(2,500億円) を反映し、所要の経費を関係費目において算定。

(算定額2, 149億円。この他、特別交付税により配分予定。)

(算定額)

	自治体情報システム	高齢者の生活支援等の	森林吸収源対策等	合計
	構造改革推進事業	地域のくらしを支える	の推進	
		仕組みづくりの推進		
道府県分	339億円	_	155億円	494億円
市町村分	1, 042億円	401億円	212億円	1, 655億円
計	1, 381億円	401億円	367億円	2, 149億円

2 平成27年国勢調査人口を踏まえた人口急減補正の拡充

本年度の算定から平成27年国勢調査人口を用いることに伴い、 人口減少団体の交付税が急激に減少しないようにするための措置(人 口急減補正)を拡充。

※人口急減補正:人口が減少しても人口の減少に即して直ちに行政経費を減らすこと が困難な実態を踏まえ、激変緩和を行うための補正

(人口急減補正による措置額等)

()は制度見直し前からの増加分

	対象となる団体の人口減少率※	対象団体数	措置額
道府県分	▲1.4%未満(見直し前▲2.1%未満)	32(+ 8)	275億円(+104億円)
市町村分	▲1.9%未満(見直し前▲3.5%未満)	1, 170 (+124)	778億円(+276億円)
計		1, 202 (+132)	1,053億円(+380億円)

※従前は人口減少団体の平均減少率としていたが、人口減少団体(条件不利地域等を除く)の平均減少率に見直し

3 東日本大震災の被災団体に係る人口の特例

東日本大震災に伴う原発被災団体、津波被災団体及び福島県に対し、 算定に用いる人口について特例措置を講じる。

- 平成22年国勢調査人口に住民基本台帳人口の伸率(H27/H22)を乗じた人口を算 定に用いる(過去の三宅村への特例と同様)。
- ・人口減少率は最大でマイナス10%に留める。
- 他地域の団体にも適用される人口急減補正を適用する。

4 熊本地震の影響を踏まえた基準財政収入額の特例

熊本地震の影響を踏まえ、基準財政収入額を減額する特例措置を講じる(特例措置により普通交付税等を増額することになる。)。

法人関係税に係る特例

[対象団体]能本県及び能本市

[特例措置額] 11億円(熊本県:9億円、熊本市:2億円)

ゴルフ場利用税及びゴルフ場利用税交付金に係る特例

[対象団体] 熊本県及び熊本県内5市町村

〔特例措置額〕25百万円

5 その他

- ・ トップランナー方式について、検討対象の23業務のうち16 業務について、民間委託等の状況を踏まえ、算定に反映。
- ・ 平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が 大きく変化したことを踏まえ、その他の教育費、保健衛生費等に ついて、人口密度等による需要の割増しを実施。

平成28年度 普通交付税交付額

(単位:百万円)

							· · ·	1位:日万円)
都道		道 府	県 分			市町	村 分	
府県	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1, 171, 174	519, 732	651, 442	650, 478	1, 373, 854	624, 913	748, 941	747, 811
青 森	331, 964	113, 368	218, 596	218, 323	313, 778	129, 440	184, 338	184, 080
岩 手	340, 537	120, 973	219, 565	219, 285	321, 710	139, 762	181, 948	181, 683
宮城	394, 077	245, 207	148, 870	148, 546	458, 987	296, 348	162, 639	162, 261
秋田	282, 568	88, 022	194, 546	194, 314	284, 326	105, 969	178, 356	178, 122
山形	280, 667	100, 039	180, 628	180, 397	258, 363	118, 271	140, 092	139, 880
福島	398, 333	218, 384	179, 949	179, 621	414, 409	235, 522	178, 887	178, 547
茨 城	491, 989	314, 054	177, 936	177, 531	471, 149	322, 847	148, 302	147, 914
栃木	345, 368	224, 788	120, 580	120, 296	336, 348	257, 551	78, 797	78, 537
群馬	344, 004	220, 677	123, 326	123, 043	335, 983	227, 398	108, 585	108, 309
埼玉	900, 002	685, 384	214, 618	213, 878	1, 009, 413	874, 104	135, 309	134, 478
千 葉	798, 674	617, 791	180, 883	180, 226	780, 543	637, 854	142, 689	142, 056
東京	1, 980, 019	2, 354, 494	-	-	397, 973	354, 219	43, 754	43, 427
神奈川	1, 074, 293	970, 044	104, 249	103, 365	1, 011, 798	952, 578	59, 220	58, 388
新潟	491, 920	227, 071	264, 849	264, 444	523, 744	284, 010	239, 734	239, 303
富山	244, 638	116, 287	128, 351	128, 150	219, 826	143, 150	76, 677	76, 496
石川	251, 782	125, 052	126, 730	126, 523	246, 090	150, 797	95, 293	95, 091
福井	217, 015	90, 039	126, 976	126, 798	158, 836	101, 831	57, 005	56, 874
山梨	219, 644	93, 607	126, 037	125, 856	184, 324	98, 309	86, 016	85, 864
長 野	418, 059	214, 863	203, 195	202, 852	488, 612	256, 508	232, 104	231, 702
岐 阜	380, 056	206, 796	173, 260	172, 947	403, 918	257, 146	146, 773	146, 440
静岡	568, 500	410, 360	158, 140	157, 673	546, 597	457, 438	89, 158	88, 709
愛知	1, 063, 820	980, 309	83, 510	82, 635	912, 964	832, 836	80, 128	79, 377
三重	339, 298	199, 805	139, 493	139, 213	352, 914	237, 607	115, 307	115, 031
滋賀	261, 404	146, 095	115, 309	115, 094	260, 348	182, 808	77, 540	77, 326
京 都	430, 580	256, 028	174, 552	174, 198	476, 076	337, 782	138, 294	137, 903
大 阪	1, 242, 704	966, 284	276, 420	275, 398	1, 504, 420	1, 270, 688	233, 732	232, 494
兵 庫	856, 194	550, 128	306, 066	305, 361	1, 011, 067	742, 694	268, 373	267, 542
奈 良	267, 809	114, 140	153, 669	153, 448	255, 270	148, 328	106, 942	106, 732
和歌山	253, 774	82, 906	170, 868	170, 659	219, 593	109, 361	110, 232	110, 051
鳥取	188, 162	50, 966	137, 196	137, 042	141, 817	60, 242	81, 574	81, 458
島根	246, 660	63, 953	182, 707	182, 504	210, 252	77, 044	133, 208	133, 035
岡山	353, 181	186, 588	166, 593	166, 303	409, 919	247, 980	161, 939	161, 602
広島	478, 351	292, 698	185, 653	185, 259	560, 255	376, 653	183, 602	183, 141
ЩП	310, 638	138, 662	171, 976	171, 721	292, 979	167, 535	125, 444	125, 202
徳島	219, 426	72, 241	147, 185	147, 005	176, 727	89, 780	86, 946	86, 801
香川	213, 341	103, 865	109, 476	109, 301	195, 664	121, 917	73, 747	73, 586
愛媛	295, 276	128, 019	167, 257	167, 015	304, 074	164, 265	139, 809	139, 558
高 知	235, 050	63, 164	171, 885	171, 692	197, 962	78, 015	119, 947	119, 784
福岡	769, 556	491, 381	278, 175	277, 542	927, 007	630, 547	296, 460	295, 697
佐賀	220, 829	76, 058	144, 772	144, 590	178, 715		90, 196	90, 049
長 崎	331, 463		221, 405	221, 133	332, 588			190, 868
熊本	369, 334	149, 563	219, 771	219, 467	398, 959	192, 025	206, 935	206, 606
大 分	277, 382	104, 841	172, 541	172, 313	260, 859	134, 864	125, 995	125, 780
宮崎	279, 055	95, 002	184, 053	183, 823	247, 206	117, 723	129, 483	129, 280
鹿児島	406, 486	137, 897	268, 589	268, 254	410, 923	176, 375	234, 548	234, 210
沖 縄	312, 188	108, 092	204, 096	203, 839	277, 266	147, 169	130, 096	129, 868
合 計	22, 147, 244	13, 945, 775	8, 575, 944	8, 559, 354	21, 056, 406	13, 900, 169	7, 156, 237	7, 138, 956

⁽注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。 2. 表示単位未満を四拾五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

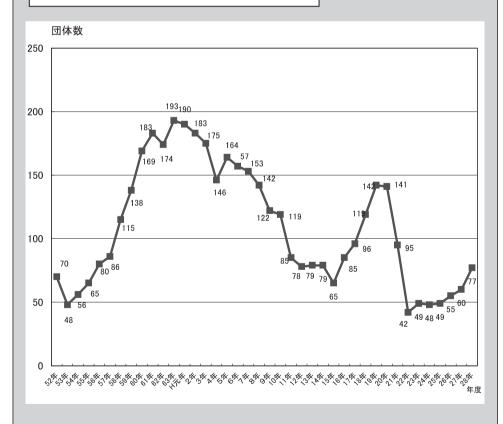
平成28年度 不交付団体の状況

不交付団体数

	区	分	•	平成28年度	平成27年度	平成26年度
都	道	府	県	1	1	1
市	田	Ţ	村	76	59	54
合			計	77	60	55

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



平成28年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

2 市町村分				1	ı	(参本)
都道府県	7	下交付団(体 名	不交付 団体数		(参考) H27交付団体 →H28不交付団体
北海道	泊村			1		
青森県	六ヶ所村			1		
福島県	広野町	大熊町		2		
茨城県	つくば市 *	神栖市*	東海村	3	つくば市	
栃木県	上三川町	芳賀町		2	上三川町	
群馬県	太田市*	大泉町		2		
埼玉県	戸田市	和光市	三芳町	3	和光市	
千葉県	市川市	成田市*	市原市	6	市原市	君津市
T 未示	君津市	浦安市	袖ケ浦市			
	立川市	武蔵野市	三鷹市	11	国立市	
東京都	府中市	調布市	小金井市			
米水和	国分寺市	国立市	多摩市			
	羽村市	瑞穂町				
	川崎市	鎌倉市	藤沢市	8	川崎市	海老名市
神奈川県	厚木市	海老名市	寒川町		中井町	
	中井町	箱根町				
新潟県	聖籠町	刈羽村		2		
福井県	高浜町	おおい町*		2	高浜町	おおい町
山梨県	昭和町	忍野村	山中湖村	3		
長野県	軽井沢町			1		
静岡県	富士市*	御殿場市	裾野市	6	富士市	御前崎市
	湖西市*	御前崎市*	長泉町			
	岡崎市*	碧南市	刈谷市	17	岡崎市	高浜市
	豊田市*	安城市	小牧市			
愛知県	東海市	大府市	高浜市		田原市	
多州ボ	日進市	田原市*	みよし市			
	長久手市	豊山町	大口町			
	飛島村	幸田町				
三重県	四日市市*	川越町		2	四日市市	
京都府	久御山町			1		
大阪府	田尻町			1		
福岡県	苅田町			1		
佐賀県	玄海町			1		

市町村合計 76団体 (平成27年度59団体)

3 合 計 77団体

- (注)1 千葉県君津市、静岡県富士市、静岡県御前崎市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
 - 2 * 印は、平成28年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。 (12団体)
 - 3 平成28年度に不交付団体から交付団体になった団体はない。

平成28年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

(単位:億円、%)

	平成28年度	平成27年度	伸率
区分	А	В	A/B-1
都道府県	21, 701	25, 923	Δ16. 3
市町村	16, 179	19, 327	Δ16. 3
合 計	37, 880	45, 250	Δ16. 3

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成26年度から平成28年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成13年度から平成25年度の間においても同様に発行)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。 (財政力に応じて逓増)

平成28年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
都道府県	道府県分	市町村分
北海道	113,801	107,295
青森	30,132	19,253
岩手	30,265	19,685
宮城	· ·	· ·
秋田	44,456	35,285
***	25,165	16,100
山形	25,415	16,281
福島	39,292	28,088
茨城	61,064	36,027
栃木	39,194	19,990
群馬	38,381	25,764
埼玉	125,590	74,410
千葉	112,614	60,969
東京	_	22,510
神奈川	126,172	82,656
新 潟	47,954	47,082
富山	25,102	16,289
石 川	25,440	17,478
福井	19,783	11,747
山 梨	19,656	13,068
長 野	42,152	33,509
岐 阜	41,544	29,232
静 岡	74,982	46,000
愛 知	94,406	50,531
三重	40,125	22,147
滋賀	30,310	19,775
京都	47,922	50,044
大阪	151,888	141,149
兵 庫	104,891	99,267
奈 良	26,837	18,929
和歌山	23,067	15,558
鳥取	16,513	8,712
島根	21,601	11,921
岡山	38,153	36,036
広島	55,438	53,975
山口	31,138	21,815
徳島	19,947	11,588
香川	21,352	15,219
愛媛	29,210	21,182
高知	20,321	11,108
福岡	90,020	89,919
佐賀	19,956	11,754
長崎	29,850	20,773
能本	25,605 35,605	32,530
大分	24,763	16,458
宮崎	24,703	15,488
カップ で	36,255	· ·
	· ·	24,881
沖縄	27,553	18,413
合計	2,170,119 捨五入しているため、各都道府	1,617,890

⁽注)表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。